

平成29年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成29年6月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成29年6月6日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	公文 博章
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	田村 秀明
会計管理者	真辺 美紀	町 民 課 長	和田 強
総 務 課 長	麻田 正志	国土調査課長	廣田 郁雄
税 務 課 長	森田 修弘	農業委員会事務局長	吉野 広昭
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平
チーム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 9 年 6 月 佐川町議会定例会議事日程〔第 3 号〕

平成 2 9 年 6 月 6 日 午前 9 時開議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 常任委員会審査報告
総務文教常任委員会

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第 1、一般質問を行います。
昨日に引き続き、一般質問を行います。
10 番、永田耕朗君の発言を許します。

10 番（永田耕朗君）

おはようございます。10 番議席の永田でございます。通告に従いまして、1 点だけ質問をさせていただきます。私も、繰り返し言うようになって、年をとった証拠じゃないかと要注意でございますが、今回で 3 回目の同じ質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

過去に、平成 26 年 6 月と 27 年 3 月議会で質問をいたしました。今回、また同じ質問をさせていただくわけでございますけれども、私も、ここで一人考え、あるいはまた寝言を言っているつもりはございませんが、特にことは、10 月には住民と一番密接な関係にあるかと思えます町会議員の選挙、また町長選挙、同日選が予定をされておるわけございまして、非常に地域住民にとりましては、選挙に参加をするということで、重要な年ではないかと考えるわけであります。

私も、地域住民の代表として住民の声に耳を傾ける、そして住民の声を行政の場にお届けをするという使命を持って、日々、活動をしているつもりであります。過去 2 回のこの場での議論をしておるのに、何ら対応しない選挙管理委員会の対応というものは、議会軽視なのか。あるいは住民の声、あるいは住民の思いに目を向けないのは、どうしてなのか。選管の委員長もまた委員もかわっておると思いますが、一番最近の選管の意見というものをお聞かせいただきたいと思っております。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

おはようございます。永田議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、直近といいますか、3 月の選挙管理委員会のことから御報告をさせていただきます。

3 月の選挙管理委員会におきましては、前回の投票区の見直し、そういうもろもろのことも含めまして、本年 3 月の選挙管理委員会

において、投票区、投票所の見直しにつきまして2年間をかけまして投票区、投票所の変更、それと移動期日前投票所の開設、移動支援バスの運行、期日前投票所の増設、投票所の開設時刻の変更などについての検証を行い、総合的な投票区、投票所の見直しを実施するというようにしております。

この見直しの中でいろいろと出てきました、前回の見直しのときとかに出てきましたいろんな課題についても検討する、していくことになるというふうに考えております。

また、本年度につきましては、投票所の変更ということで、集落活動センターくろいわ、それと集落活動センター加茂の里が開所になったということに伴いまして、現在の第13投票所の加茂住民センター及び第14投票所の黒岩小学校体育館につきまして、両集落活動センターへの投票所の変更を行うかどうか、現地視察とか調査を実施しまして、また自治会の意見も踏まえまして検討を行い、決定していきたいというような考えになっております。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

この3月の選管において、見直しの実施ということを今言われたわけでありますけれども、この投票所の変更というものは、今、課長が言われた集落活動センターくろいわ、加茂、ここへの変更というようなことを検討されておるようでありますけれども、もともとの地元要望というものは、こういったものではないわけであります。例えば、この黒岩の小学校の投票所のものを集落活動センターに変更しよと、こういったものではないわけであります。

庄田地区においては、黒岩小学校まで4キロ、4キロの道のりがあるわけです。これを高齢者が歩いて投票に行けということは、とても無理な状況であります。それを今、集落活動センターができたから、投票所を小学校から集落活動センターに変更すると、こういった議論が全く住民の要望に当たっていない、こういった今の選管の姿勢、非常に疑問を感じるわけであります。

ここで、過去2回に、私が質問の中で答弁をいただいておりますので、時系列の関係もございますので、過去の答弁というものもここで申し上げてみたいと思いますが。

平成26年6月のこの議会での質問に対して、当時の選挙管理委員会事務局長、総務課長の答弁であります、「1つは行財政改革の一環

として、2点目は社会的情勢の変化、そして民主主義の原点の3つの基本的な考えを考慮いたしまして、選管で協議を行い、20カ所から5カ所削減をした。そうした中、自治会長総会において、庄田地区自治会長から、投票所が遠くなったと投票所の再設置に対する要望があった。確かに、投票所の統廃合などにより、全国的にも高齢者の投票率に影響があり、問題になってきている。当町においても、高齢者はもとより選挙に行きやすい投票環境を整えていくことが求められていますので、選挙管理委員会においても、これらの問題を十分に考慮しまして、投票所の見直し、また投票環境について、慎重に議論を行ってまいります」との答弁でありました。

これが、平成26年6月の答弁でありましたが、ここまではまともな答弁ができておったと、私は認識しております。しかしながら、27年3月の議会におきましての答弁では、少しちぐはぐな答弁になっております。

27年3月議会の答弁といたしましては、「選挙管理委員会においては、庄田地区の実地検分を行い、その現状分析を含めて協議を行い、平成25年7月に庄田自治会に対して、継続審議とし、26年度末に結論を出すという旨の回答を行っております」というのでありますけれども、この平成26年度末というのは、平成27年3月末のことであろうと思いますので、私が前回、27年3月議会で質問をした、その時期の月末に最終回答があったと思いますが、そのときの回答を説明いただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

質問にお答えさせていただきます。その答弁の後、平成27年の3月の27日だったと思いますが、3月27日に、投票区の見直しは実施しない結論ということになりまして、回答を行っております。その理由につきましては、その回答書に書いてあった分ですけれども、「平成17年の統廃合当時から人口減少、高齢化は進展しているものの、本町については社会インフラに大きな変動はなく、人々の流れが大きく変化したとは言いがたいこと。また佐川町において、その当時ではありますけれども、町長を会長とした佐川町地域交通検討会が設置され、この運行状況を見定め今後における投票区の見直しにつなげていくこととすること。選挙人の数、高齢化率、投票所からの距離、投票率及び地理的格差等の条件面において、庄田自治会が他の自治会と比較しても大きな違いが認められないこと。あるい

は国、県においては投票率の向上、特に高齢者、障害者の方々など、投票所への移動手段に困窮する方々への投票機会の確保などが問題視され、対策の検討が始まっているところであり、これらの動向や示された具体案に基づき、その実施についての検討を行うこととする」ということなどが内容になっております。

ただ、今回の投票区の見直しの検討を実施してきた結果、課題も浮かび上がってきました。選挙管理委員会としましても、現況の投票区のあり方が十分であるとは認識しておりません。今後、国や県の動向、また佐川町地域公共交通検討会での検討結果を注視するとともに、他自治体の取り組みや情報の収集を行うこととし、投票区の見直しの件については、引き続き調査研究を実施していくといたしますというような内容について回答いたしております。

10 番（永田耕朗君）

ただいま、平成 26 年度末に、地元への回答の要旨が説明があったかと思えますけれども、ここに私が、地元から選管への要望書また選管からの回答書をいただいております。これを一応ここで御紹介申し上げ、一応認識をしていただく上で、この要望書、回答書を披露してみたいと思えますが。

「要望書」平成 25 年 5 月 30 日であります。当時の選管の委員長宛てでありまして、庄田地区の自治会長からであります。

「投票所の再設置について。庄田投票所は、平成 18 年町内投票所統廃合により廃止され、黒岩小投票所に統合されました。その結果、投票所まで遠い者は 4 キロメートル超の距離があり、徒歩での投票が困難となり、バイクや自家用車を利用して投票してきました。運転できない者は路線バスを利用するか車両に同乗を依頼しての投票を余儀なくされるようになりました。しかし、路線バスは本数も少なく大変不便で、その多くは他人車両への同乗をし、投票をしてきました。同乗には事故の心配や、たびたびの同乗について相手に気を使い、遠慮すると投票に消極的になり、投票権の放棄あるいは放棄を示唆する状況となっています。高齢化の進行に伴い、棄権者が増加することが予想され、憲法に保障された国民の権利を行使できなくなっておりまゐります。近隣の投票所とも比べても、庄田部落は有権者も多く、投票所を再設置することが望まれます。庄田部落への投票所を再設置されますように要望いたします」

この時点で庄田地区では 122 世帯、有権者数が 222 名でありまし

た。きのうの選管への調べで、私が調べたところ、庄田地区で有権者数が 205 名であります。

この要望書に対しまして、平成 25 年 7 月 11 日、庄田自治会長宛てに対しまして、当時の選管の委員長から。

「要望書に対する回答について。平成 25 年 5 月 30 日付の投票所の再設置についての要望書に対して、下記のとおり回答いたします。

1. 検討の概要 要望書を受けて、佐川町選挙管理委員会としましては数度の協議を重ね、また実地検分もいたしました。まず実地検分の結果を御報告いたします。実地検分は、本年 6 月 28 日、当委員会委員 4 人と事務局 5 人が庄田から黒岩小学校までの行程の検分及び距離の計測、並びに庄田地区内投票所候補地の検分を目的に行いました。庄田自治会は、中庄田、ヤエ栗、大奈路、楠原、小舟及び宮の原で構成された広い面積の自治会であります。このため計測は投票所から遠いと思われるヤエ栗、小舟と自治会の中心部に当たる中庄田から行いました。その計測、検分の結果及び分析並びに投票所候補地の検分は、次のとおりです。計測結果。庄田、ヤエ栗、黒岩中学校前経由黒岩小学校まで 3.6 キロ。ただし一番遠い大奈路からは 4 キロを超えるものと推測される。中庄田、黒岩中学校前経由黒岩小学校 2.9 キロ。庄田、小舟、大田川、平野経由黒岩小学校まで 3 キロ」となっております。

まだ回答書が続きますが、「庄田は現投票所から 3 キロないし 4 キロの距離であり、ほぼ要望書で指摘されている実態が認識できた。少なくとも、徒歩で行くには困難な距離である。要望書にあるように、車の運転ができない選挙人は他の人の車に同乗させてもらっている現状が推測された。また、庄田は黒岩地区の中でも面積が広いだけでなく人口、世帯数が最も大きい自治会であるから、こうした不便な状況にある人は相対的に多いであろうことが同時に推測された。特に、前回の統廃合から 8 年を経ているだけに」当時で 8 年ではありますが、「この間の社会状況の変遷に鑑み、現状を見直す時期にさしかかっているかもしれない。ただ、見直す場合に 1 地区だけに限定するのではなく、佐川町全体を捉える視点が必要である。事実、要望書こそ出ていないが、他の地区においても同様の声を聞く。しかしながら、これらの要望を全て受け入れていけば、統廃合の前の状態に戻る事となる。その意味において、もう 1 つ大切な視点は、前回の統廃合の趣旨は堅持するということである」という答弁であ

ります。

そしてもう1点、大変重要なことが言われております。「特に、町議会議員選挙は、過去の事例からも僅差の票により当落が決する場合があります、現段階での投票区の変更は、投票結果に影響を与える恐れがあるため、考慮に入れなければならない」ということを言っております。

選挙管理委員会がこういうことを言うというのは、私は、これは異常じゃないかと考えるわけであります。町会議員の選挙、僅差で過去にも1票以下の僅差がございましたけれども、こういった、投票結果に影響を与える恐れがあるから考慮しなければならないというような選管の判断、これは、僅差なればこそ、1票、1票の重みが重要でないかと。今の投票区を崩した場合には、町会議員の選挙に影響があるから今のままでいくというような判断、これはね、選管が大きな判断ミスをしておるんじゃないかと考えるわけであります。

過去のその平成18年には、行財政改革とかいうような時代の流れの中で、佐川町選管においてもこういったものが、投票所が20カ所から5カ所減されたということもあろうかと思えますけれども。今、その選管の判断によって弊害が出てきておる。その弊害を是正するのも、これは選管がやらなければどこも手がつけられないわけであります。町村の投票区の設置は、町村の選管の権限のもとなんですよ。そういった中で、町会議員の選挙に変化が出てきたらいけないので、今、この投票区の改編をしないというような判断をする選挙管理委員会というのは、私は、これは大きな間違いじゃないかと考えるわけでありますが。

総務課長、この4月に選管事務局長も兼任をされたわけでありすけれども、この過去の選挙管理委員会の判断、委員長もかわられておるわけでありすけれども、この重要なものは、ここの町議会議員選挙は過去の事例からも僅差の票により当落が決する場合があります、現段階での投票区の変更は投票結果に影響を与える恐れがあることも考慮に入れなければならないという、これは選管としてはね、あるまじき発言というか、回答じゃないかと考えるわけですが、この点について、事務局長、どう答弁されますか。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

御質問にお答えします。4月に、今の総務課にかわってきてからの質問で、非常に難しい内容の質問になっておりまして、ちょっと、

答弁、今ぱっとまとまるような回答ができません。

ただ、選挙におきましては、やはり一人一人にそれぞれ投票する権利というのが当然ございます。当然その権利というものを重要視して、その一人一人の有権者の皆様がいかにしてその投票所において投票できるかということを、まず第一にもって考えていくべきであろうというふうに認識しております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

これ、今、難しいという御返事がございましたけれども、これは選挙管理委員会の中で変更したわけでありまして、選挙管理委員会の中でまた変更するという手続でなければならないわけでありまして、それほど難しいという状況ではないと思いますが。この先ほど、見直しという中で、公共交通とかいうような議論も出てまいりましたけれども、今回、公共交通が実証運行の中で、土日は運行しないというようなことになってまいりまして、そうなってくると、投票所へのこの公共交通の利用というのが全くできないわけがあります。要するに、高齢者、車の足のない方は、自分が足で投票所まで行かなければならないのかということでもあります。

今、佐川町でも今、私が、この庄田の、庄田地区からの要望が出ておるということで、これを重点的に申し上げておりますけれども、ほかにも非常に有権者が迷惑、高齢者が迷惑をしておる地域があるわけでございます。

下山地区なんかも投票所が遠くなった、そしてまた虎杖野、桂、中組、こういったところにも投票所がなくなった。片や室原には前回も申し上げましたけれども、室原には投票所があるわけですが、きのう現在で有権者が 110 名。その室原に投票所があるのが悪いということを私は言っておるわけではありません。

片や 4 キロ、200 名以上の有権者がおる地域が 4 キロ余り離れた投票所に行かなければならない、片や 110 名の小さな集落に投票所があるということは、これは明らかに不平等が生じておる。有権者に対して、町民に対して不平等な状態が発生しておると私は考えておるわけでございますが、この私の認識、総務課長、あなたはどのように判断をされますか。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。現在、選挙管理委員会のほうにおきましても、確かに、投票区、投票所を運営上の課題ということで、各

投票所の有権者数の乖離ということを十分認識しております。有権者数が 100 を割り込む投票所がある一方で、2 千名を超える投票所もあって、そういうような乖離が生じておるということは十分認識しております。

そのあたりも踏まえて、いろいろな、本当にいろいろな課題が出てきております。そういうことも踏まえて今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

以前にも、総務課長が 2 人交代したわけでありまして、私がこの質問に通じて、麻田課長が 3 人目でありますけれども、3 人とも同じ答弁でありまして、検討してまいります。しかし検討するだけで何ら結果が出てこない。その間に選挙は何回も行われてきたわけでありまして、高齢者あるいは選挙投票難民というものが発生しておるのが、佐川町の現状であります。

幸せなまちづくりと言われるけれども、これも、直接町長の権限の範囲外でありますけれども、実際にその憲法の下で保障された平等というものが、この投票所、投票区の設定によって不平等が生じておると私は考えるわけであります。

これを、この 10 月までに、何とか是正をしなければ、町行政の信頼の回復というものは損なわれると私は考えるわけでありますが、この選挙管理委員会の協議によって 18 年度に変更されたものならば、今、この問題の解決は、選挙管理委員会の中で解決をするべきじゃないかと考えるわけでありますが、いかがなもんですか。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。選挙管理委員会の中で解決すべき問題というような御質問だと思いますけれど、当然、こういう投票所、投票区の変更等、いろんな投票、選挙に関する問題については、選挙管理委員会の中で検討して、そして解決していくべき問題であるというふうに認識しております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

歴代の選挙管理委員会事務局長も、そういう認識はされておったと思いますけれども。認識はされて検討はすると言いながら、何ら改善がされないというのが現状であります。

総務課長、大変忙しい立場であり、選管の事務も兼任というようなことで、なかなか手が回らないということと言われるかもしれま

せんけれども、過去の事務局長の答弁の中にこういう部分がございます。これは、27年3月議会での答弁であります。当時の選管の事務局長であります。

「新年度に入りまして、いろいろな事業がかさみまして、専属の選挙管理委員会の職員を持たない中で、いろいろと委員長の辞任とか問題が生じ、議論のほうが中断をいたした結果もございます」というような答弁があります。

そこで、町長にひとつ伺いをいたしますが、大変、総務課長、町長に尻をたたかれて忙しい日々が、送っておるのではないかと思います。そこで、この過去の総務課長も専属の選挙管理委員会の職員を持たない中で忙しいというようなニュアンスの発言でありますが、今、職員も大変増えておる、再任用も増えておって、職員の数が有り余っておるんじゃないかと私どもは見るわけですが、こういった過去の担当課長の答弁もございますが、町長、この専属の職員と、選管に対してのもっと仕事が積極的に取り組めるような専属の職員の配置というようなものが、今、必要じゃないかと考えるわけですが、この選管に対しての専属の職員の配置というのは、町長、どのようにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。

現時点では、選管の専属の職員を配置するということに関しましては考えておりません。以上です。

10番（永田耕朗君）

今、町長は、専属の職員配置は考えておらないということですが、総務課長、大変忙しいんじゃないかと思いますが、兼任で、どうですか。兼任で選管への仕事、十分に対応できますか。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきます。兼任で十分対応できるかという御質問であったと思います。先ほどの町長の答弁にもありましたように、選挙管理委員会に専属の職員を置かないと、置く考えがないという回答もありました。そういう中で当然、兼任でありまして、その職務が十分できるように、それは対応するように頑張っていきたいというふうに考えております。以上です。

10番（永田耕朗君）

大変、麻田課長も辛い立場で、答弁もなかなかしづらいところもあると思いますので、心情御推察いたしますが。もう日にちが近いわけですね、10月の選挙まで。やっぱり、この町長選挙、町会議員の選挙というのは、町民と一番密接な選挙じゃないかと私どもは考えておるわけでございますが。

どうしてもこの、今、26年の回答にあったように、投票区の見直しによって町会議員の選挙に影響があるというような、これ、影響があるようにしなければ、一票一票が大事なんで、その一票一票の影響があるように是正をするのが選管の役目じゃないかと思えますけれども。これは大変、選管は、その当時の委員長は間違っただけだと思っておると思うわけでありまして。一票の重みを尊重するような投票区を設置することが重要。過去の変更によって、いろんな問題、弊害が生じておる。それを少しでも是正をする、もとに戻すということは、もう選管がやらなければ、ほかが手をつけられん状態じゃないですか。きょうのこの議事録をね、選管の委員長に全て伝えていただきたい。

今、東京のほうでは、決められないというような人がおりまして、いろいろ問題になっておりますけれども、佐川の選管も、これは決められない選管というようなこと言われますよ、このままでは。

何とか早急な判断をね、しなければ10月の選挙に間に合わないと思えるわけでありまして、これからの取り組み日程、どういう、事務局長がどういった取り組み、日程的に取り組みができるのか、それをちょっとお示しをいただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

取り組みの日程という御質問であったと思います。ただ、本年の3月の選挙管理委員会で、先ほども申しましたように、2年間をかけて投票区の見直し、投票所の変更から始まって移動期日前投票所の開設、移動支援バスの運行、期日前投票所の増設、投票所の開設時刻の変更と、こういうことなどについての検証を行って、総合的な投票区、投票所の見直しを実施することとなっておるということの話はしておりますけれども、まだ具体的な実施のスケジュール自体は、選挙管理委員会の中では話しておりません。

ただ、2年かけてやるということにつきましては、ことしは町長、町議選挙があり、来年はまた1つ選挙があつて、2年後ぐらいに、すごく選挙が重なる年があります。このことしの町長、町議会議員選

挙、来年の衆議院議員の任期の選挙、一応ですけれど、その選挙の間の期間中に、今あるさまざまな課題について、検証・検討を行って、全てが解消できるということは当然考えておりませんが、先ほどの永田議員の御質問にもありましたように、1つでも2つでも、何らかの是正ができていくように、この2年間かけてやっていきたいというふうな考えを持っております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

本来ならば、委員長が答弁をするべきところかもしれませんが、できれば、この議会内に委員長に出席していただいて、選挙管理委員会の所見としたものをお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

休憩をお願いします。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 42 分

再開 午前 9 時 43 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきたいと思います。委員長の予定等もごございますので、呼んで御説明ができるかどうかはわかりませんが、お話しはしてみます。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

このね、何年もかけるというような問題じゃないですよ、これは。選挙管理委員会で決定をしたらいいことで、難しい問題じゃないわけです。そしてまた、この回答書について、選管は、今までの弊害を認めておるじゃないですか、ここで。庄田の自治会長に対して、この平成 25 年 7 月 11 日付で選管として、当時の選管の委員長が問題を認めておる。少なくとも徒歩で行くには困難な距離であると認めちゅうじゃないですか。

そしてまた、統廃合から 8 年、この時点で 8 年ということでありますがけれども、8 年を経ているだけに、この間の社会状況等の変遷

に鑑み、現状を見直す時期にさしかかっているかもしれない、と。選挙管理委員会としては、投票所を5カ所減したことによって問題が生じておるということを認めておるじゃないですか。認めながら改善をせんというのは、選挙委員会の怠慢じゃないですか、これは。これは議会としてもね、承服できん、私は。町民としても、こういったことがそのまま引きずられるということは。選管が非を認めておきながら、それを改善されない、こんな選管ちゅうのはね、責任放棄よ。

今、選管の委員長もかわっておる。当時、この回答を出した委員長は突然辞任をしておる。その辞任理由が、正確な理由を私は聞いておりませんけれども、余りにも選管としては無責任な、無責任な状況が続いておる。議会で2度議論をしながら、それに対しての対応がない。そしてまた今、2年続けて議論してきたという中で、何ら成果がない。今、新しい方法としては、移動バス等で投票をするというような発想、そういったところもあるようでございますけれども、私は、そういったような経費のよけかかることをせえということを言っておるわけじゃない。ただ、もとに戻したらどうですかということですよ。

もとに戻したら、どれくらいの費用がかかるか、行財政改革、当時の行財政改革という一端でこんなことがなされたかもわかりませんけれども、過去の佐川町では、そういう国もそういった流れの中で、どれもこれも1割カットというような予算編成をしたばかな町長が過去にはおりました。そういった時代の流れの中で、行財政改革ということで投票所が5カ所減らされたかもしれません。この5カ所の減らされたことによりまして、どれだけの財源が潤うたか私わかりませんけれども、微々たるもんであろうと思います。投票所に6人ぐらいの職員を配置するといまして、1万3千円の日当で8万円ぐらいですかね。5カ所で40万円ぐらいじゃないかと思いますけれども。その40万円の削減によって、高齢者が投票に行けない、町会議員の当落が左右されるかもしれない。これはね、お金にかえれない状況が今、生じておると思います。

選管は、それを認めながら是正をせんという状況であります、これ、事務局長、非常にこれは責任重大ですよ、あなたの責任は。これから検討するとかいうような次元ではない。もはや選挙はもう10月に差し迫っておる。これに向かって、選挙管理委員会の中で早

急に議論をして改善をしなければならないと思いますが、私が今、ここで申し上げたことで、課長、どうです。奮い立つ気持ちになりますか。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

奮い立つ気持ちにならないかという質問ですけど、奮い立つ気持ちといいますか、もう本当に何て言うか、その責任の重大さに本当に身が引き締まるような、本当に重大な責任があるんだなあということを再認識したと、そういうような状況でございます。以上です。

10 番（永田耕朗君）

もっと私が、課長を奮い立たすような力があればいいですけども、残念ながらそこまで及ばないかもしれませんが。私も佐川の町民、課長も佐川の町民、やはり高齢化社会へ急速に進展する中で、今後ますますそういった投票難民というものの増大が心配されるわけであります。

どうしても、早急にこれを改善し、一人でも多くの方が自分の足で投票に行けるような環境を行政として整えなければならないんじゃないかと考えるわけであります。

直接、町長には関係ないかもしれませんが、この私の思い、町長、今のその選管の判断、投票難民が多く発生しておる状況、これに対して、佐川町行政の長として、どのような感想をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。選挙管理委員会、それぞれそのときの委員長の判断を、私の口からですね、どうこう言う立場にはないというふうに思っております。ただ、私も永田議員と同じく、住民の皆さん、町民の皆さんから選挙で選ばれる立場であります。一人でも多くの人に投票所に足を運んでいただいて、投票していただく、少しでも投票率が上がる。そういう町であつたらいいなというふうに思っております。

平成 17 年と比べると、いろいろな意味で、いろいろな部分で、社会状況も変化をしております。車に乗れない人も確実に増えております。そのあたりの社会的な変化を考慮した上で対応を考えていただきたい。少しでも投票率が上がるように、投票権を行使することができるようになっていただければありがたいな、というのが私の今

の率直な意見です。以上です。

10 番（永田耕朗君）

皆、そういう思いで、町長も一町民であります。町長であれど、投票権が 1 票でありまして、皆、これは国民に与えられた平等なものでありますけれども、その平等な権利が、平等に行使できない状況が佐川で今、生じておるわけであります。

これを、選管の委員長にも伝えていただきたい。早急に選挙管理委員会として是正をするべきだと考えるわけでありまして、できれば、今回のこの議事録全て選管のほうへ届けていただく、そしてまた、できればこの議会開会内に、議員協議会へでも構いませんが、選管の委員長に出席いただいて、現在の選挙管理委員会の最高責任者、委員長としての判断を説明をいただきたいと考えるわけであります。

ぜひ、麻田課長におかれましては、忙しいとは存じますが、今回のこの議事録を選管のほうで十分に議論をしていただいて、早急に改善をされますように要望いたしまして、今回 1 点の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、10 番、永田耕朗君の一般質問を終わります。

ここで、10 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時

再開 午前 10 時 10 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

1 番、下川芳樹君の発言を許します。

1 番（下川芳樹君）

おはようございます。1 番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い 3 点の質問をいたします。

質問の前に、集落活動センター加茂の里に関し、一言お礼を申し上げます。先の 5 月 27 日に開催された集落活動センター加茂の里の開所式には、高知県知事を初め町長、議長、議会議員の皆さん、町執行部の皆さん、地元住民の皆さんなど多くの御参加をいただき盛

大にとり行うことができました。深く感謝し、お礼を申し上げます。

平成 26 年度から始まった地域づくりへの取り組みには、関係職員の皆さんによる積極的なお力添えをいただき、地域活性化計画の策定や建設用地の取得、施設の実施設計の作成、本年 3 月の完成へとお導きをいただき、地域住民の大きな夢の拠点が実現いたしました。心よりお礼と、今後の御支援もあわせてお願い申し上げ、6 月定例会の質問に入りたいと思います。

初めに、高齢ドライバーに配慮したさかわぐるぐるバスの運行について伺いをいたします。

平成 29 年 4 月 3 日から始まったさかわぐるぐるバスの試験運行は、1 台の車両で運行され、中心部ぐるぐる線の 1 路線と合わせて、佐川駅を起点に 5 路線、西佐川駅を起点に 5 路線が、それぞれ 1 カ月交代で運行される計 11 路線で実施されています。10 月からの本格運行からは、車両も、黒岩観光が運行する小型バスを加え、4 台に増車されることから、利便性は格段に増すものと想像されます。

しかし、現状の試験運行期間中には、車両も少ないことなどから、路線や時間帯、料金などについて多くの御意見が寄せられることも事実です。私のほうにも町内の高齢者の皆さんや障害者の皆さんから、バス停まで歩いていけない、買い物の荷物が多く運ぶのが大変、など、さまざまな御意見が寄せられており、本格運行の中で、これらの要望が改善され、より町民の皆さんが利用しやすい地域のコミュニティバスとなるように、大いに期待もしているところです。

このように多くの御意見が出てくるのは、当町で始まったぐるぐるバスへの期待感や、既に先行し実施されている他の自治体の地域公共交通よりも、よりすぐれた内容にしてほしいとの願いが大変大きいからだと思います。

ぐるぐるバスの運行については、昨日も、松浦、坂本両議員から質問がありましたので、重複する部分については省略して質問に入りたいと思います。

公共交通の乏しい中山間地域では、住民の足としての自家用車の存在が、地域で生活を営む上で大変重要な交通手段であり、高齢ドライバーの増加とともに、地域公共交通などの交通手段が地域を支える重要な役割を担うものだと考えます。

高齢化も進み、公共交通の乏しい佐川町でコミュニティバスの運行を考えると、高齢ドライバーが増え続ける現状を十分に施策

に盛り込み、高齢者が地域で安心して暮らし続けていける条件整備の1つとして、コミュニティーバスの運行が役立つよう、取り組みの考え方に反映するべきだと思います。

平成29年5月末現在の佐川町人口は1万3,154人。65歳以上の高齢者数は4,917人で、高齢化率は37.4%。75歳以上の後期高齢者数は2,775人で、後期高齢化率は56.4%です。これらの数値は、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、右肩上がりで見えていくことが佐川町においても想定されています。

昨年の12月定例会一般質問でも、高齢ドライバーの事故が多発していることから、御本人や御家族のために運転免許の返納が容易となるようなぐるぐるバスの運行を行っていただくよう意見を申し上げました。あの質問から3カ月余りたった本年3月12日に、改正道路交通法が施行されました。高齢ドライバーの重大事故を防ぐため、75歳以上の運転免許保有者に対し、記憶力や判断力の認知機能検査を強化するというものです。

法改正により、3年に1度の免許更新時の検査で、認知症の恐れと判断された場合には、医師による診断を受けることが義務化され、逆走や信号無視など18項目の違反をしたときも臨時検査を受けなければなりません。

警察庁によると、2015年には4,027人が医師の診察を課せられ、うち1,472人が認知症として免許の取り消しや停止の処分となりました。新制度では、年間の受診者が約5万人。処分者も約1万5千人に膨らむと予想されています。制度の改正により事故防止に効果が期待される一方、医師との連携や車の運転ができなくなった高齢者の交通手段の確保なども課題となっており、行政の迅速な対応が求められています。

前回の質問では、佐川町で行う地域公共交通の全体的なイメージでのお答えでしたので、今回は、高齢ドライバーが免許を返納しやすい運行内容について、お答えをいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

下川議員の御質問にお答えいたします。この高齢者ドライバーに配慮したぐるぐるバスの運行につきましては、具体的にはこの4月から運転免許を返納された方、この方の運転経歴証明書というものが発行されるというふうに思いますが、それを提示した場合に、大人であれば大人料金の半額を免除すると、減額をするというふうな

措置をバスの運行についてはとっております。これにつきましては、10 月の本格運行におきましても実施をする予定となっております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

警察庁の統計では、75 歳以上の運転免許保有者数は、高齢化社会の進行で増加傾向にあり、昨年末段階で約 513 万人。昨年の 75 歳以上の死亡事故は 459 件で、全体の 1 割強を占め、うち 31 人が直近の認知機能検査から事故までの間に、臨時の認知機能検査の対象となる違反を行っていたとのこと。

佐川町に住む 75 歳以上の後期高齢者数は 2,775 人。運転免許保有者数は、昭和生まれから増え始め、戦後生まれの団塊の世代より格段に増加をしております。佐川町においても、高齢化による体への不安もさることながら、認知症を心配される高齢者や御家族が増えています。

佐川ぐるぐるバスのきめ細やかな運行、ここで言うきめ細やかなとは、単に交通空白地域をなくすることだけではなく、時代とともに自動車社会に進化した地域の生活スタイルに合った運行であることが重要です。昭和 40 年代までは自家用車の普及も少なく、多くの住民が路線バスや鉄道に頼っていました。しかし、現在は、ほとんどの御家庭に自家用車があり、環境の変化から路線バスの廃止が進みました。自家用車とバスの違いを大いに認識され、利便性の間隔を埋めていくような取り組みが免許返納につながるものだと思います。

健康福祉課の地域包括支援センターや佐川警察署とも協議を重ねられ、地域の実情を十分に把握し、運転免許の返納しやすいまちづくりに取り組んでみてはいかがでしょうか。

ここに、この 6 月の地域での回覧に載っておりました、これは佐川警察署のほうの交通課のほうから回っているチラシがございます。元気シルバー新聞というものなのですが、この紙面にもですね、新たな道交法の改正により、これまで 70 歳から 74 歳までの皆さんが受けておりました高齢者講習から新たに 75 歳以上の方が受けなければならないその制度の内容について記載がございます。

更新時の認知機能検査に 30 分の時間を要し、650 円の経費がかかります。また、その検査によって、第 1 分類から第 3 分類まで分類がされ、第 1、第 2 分類については高齢者講習を行う必要があります、

実施時間が3時間、手数料が7,550円というふうな状況になります。ここで、さらに認知症と判断された場合には、免許取り消しというふうな措置がとられるというふうな内容になっております。

ますます、地域の中で車が運転しづらい、このような状況になったときに、その皆さんをしっかり支え、地域で暮らしていけるような体制づくりとして、料金の半額、確かにすばらしいわけなんです。昭和40年代から現在、本当に交通事情が変わっております。昭和40年代というと、今のNHKの朝ドラでやっているひよっこですかね、あれで、バスに乗ると運転手さんと車掌さんがおられて、それを利用していくしか交通手段がないというふうな状況から、既に自家用車での生活が当たり前の状況になったとき、本当にその環境を維持していけるような手厚い中身の充実というものが必要だと思います。

すぐに、そのすき間を埋めていくということは、なかなか難しいわけなんです。昨日の質問の中でもございました。執行部側からはボランティアを活用した支援とか、さらに、坂本議員のほうからは集落活動センターを活用したというふうなお話もございました。努力次第で、車とバスの間隔を上手に埋めていくことは可能だと思いますが、そのあたりも含めてお答えをお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、10月の本格運行になればですね、まずは環境整備という分では、便数が増えていきます。中心部のぐるぐる路線も、そして郊外と佐川の地区の中心部を結ぶ路線も増便をされます。加えまして、そういった集落活動センターを拠点とした、拠点といいますか発着場所というところもありますし、町中であれば、スーパー、病院、いろんなその用事ができるところにとまっていくというところになります。

自動車を使用しなくてもですね、基本的には日常生活は、この佐川町、いろんな量販店もありますし、日常生活はそこで済むというふうに思いますので、その辺をダイヤを組むときにも考慮しておりますし、便数も増えていきます。

そういったハード面と、あと、人のつながり、運転手さんのこともそうですけども、公共交通網の計画の中ではボランティアの育成ということも触れております。そういうことも含めてですね、例えば、役場の中では、健康福祉課もそうですし、あるいはその免許返

納の奨励といいますか、そういった部分では総務課の交通安全の担当もあります。もちろん警察さんもあります。そういうところで、返納されてもですね、例えばその御家族に負担がいかないような取り組みであるとかですね、そういうところを佐川町全体で進めていく、そういうハード、ソフト両面で環境整備を進めていきたいというふうに思っております。

1 番（下川芳樹君）

そのピースを埋めていくではないですが、その今、路線運行で行っていく、確かに便数が増えてですね、それから、そういう拠点を活用した集約というふうなところもあるんですが、自家用車の場合は、やはり自宅からそのまま目的地に向かうことができ、またさまざまな荷物を持たれていても、そのまま自宅にその荷物を運ぶことができる。そのような生活にもう慣れ親しんでいる皆さんです。このような皆さんに、やはりそういう意識で運転免許の返納を促していけるような施策とするならば、その自家用車により近い形での運行というものが必ず必要となります。

そのとき、昨日の坂本議員の提案でもございましたその集落活動センター、地域にある拠点到ですね、地域のボランティアの皆さんに、その発着時間までの間に運んでいただく、そういうふうな取り組みができれば、地域の住民同士のつながりの中で、「あ、この方についてはお迎えに行かなければならない、そういう状態の方だな」とか、「この方については停留所まで歩いて行かれる方だな」とかいうふうな地域独自の判断もされながら、過度なサービスとはならずにですね、本当に困っている部分を埋めていけるような施策というものもとれるというふうに思います。

そのためには、地域の協力、そういうボランティアになっていただく皆様の御協力というものも必要なんですが、そういう部分についてもですね、積極的にこう働きかけをされて、なるべく地域に合った、現在のこの今の社会に合った、既に始まっている他の自治体の地域公共交通よりもよりすぐれたものにしていただきたいというふうに思いますが、そのあたりの取り組みについて、どのようにお考えでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。地域の拠点を活用したというところもございます。やはり、地域公共交通につきましては、一定、税金を使った

公助の取り組みになります。集落活動センターの活動はもちろんですけれども、さまざまな人が集まってですね、さまざまな課題の解決、取り組むという、あったかふれあいセンターもそうですけれども、そういう中で、あるいは共助の取り組み、その中ですね、町としても、行政としてもこういう取り組みはどうですかというところも含めて、地域の方々とですね、考えていけたらと。すばらしい町になるというふうに思っております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

今の社会、本当に、運転に不安はあるが、運転しなくては生活ができないという高齢者の皆さん、また、高齢で運転させるのは心配だが、近くで支えることができない御家族、誰も事故を起こしたいと思っていないんですが、運転する御本人や御家族が安心して暮らしていける佐川町の公共交通となりますよう、先ほどお話しをいたしました部分、チーム佐川推進課のみならずですね、関係部署との連携を図りながら、また地域の住民の皆さんの協力を得ながら進めていっていただきますよう、大いに期待をいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、在宅医療の取り組みについて、お伺いをいたします。

新聞報道などによると、各都道府県が医療提供体制の将来像を示す地域医療構想において、2025 年に必要な病院のベッド、病床数は、2013 年時点の 134 万床余りから約 15 万 6 千床、率にして 11.6% 減少する見通しとなることがわかりました。構想の策定に伴い 47 都道府県が推計した結果を共同通信が集計したところ、41 道府県で病床が過剰とされ、高知や鹿児島など 8 県は、削減率が 30% を超えるとのことでした。

地域医療構想の目的は、2025 年に団塊の世代が全員 75 歳以上になるのを控え、効率的な提供体制をつくることで、政府は手術や救急など高度医療に偏った病床の機能を再編すると同時に、慢性疾患を抱える高齢者は、家や施設で療養するほうが望ましいとして、在宅医療を推進する考えです。2025 年に向け、都道府県は今後、推計をもとに地元の病院や医師会と協議に入り、病床の機能転換や削減を促していきますが、病院経営者や高齢者から反発や不安の声もあり、入院にかわる在宅医療の環境整備が課題となっているとの内容でした。

本県の必要病床は、2013 年時点の 1 万 6,220 床から 4,968 床削減

した 1 万 1,252 床以上で、削減率は 30.6%となります。ここで、高知県の場合、以上を付記し、削減分布表ではないというふうなことを計画の中に明確に示しております。

病床は、機能別に救急や集中治療などを担う高度急性期、リハビリなどに取り組む回復期、長期医療の慢性期に分かれますが、急性期と慢性期を減らし回復期を増やすとする地域が多いようだとの報道では伝えています。

初めに、このような地域医療の現状の中で、佐川町の公立病院である高北病院への影響はあるのかどうなのか。お答えをお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。下川議員から御質問いただきました。御質問の内容、これは来年度に診療報酬と介護報酬の同時改定が予定されております。それと、以前から病床削減、それと病床の効果的な配置活用ということから、各都道府県で示さなければならない地域医療構想、これは先ほど質問のとおり昨年 12 月に公表されたところでございます。

これについて、具体的にどのようにということはもう既に高北病院の中で、昨年度末から協議をしまして取り組んでおるところでございますが、なかなか踏み込んだ内容まで質問されたとおり、これは病床削減とはいいますが、ある病床が、特に高知県の中央医療圏のほうには集中してあります。これは、一般病床でも比較的在院日数の長い病床が多ございます。これは削減していかないかん。それから療養病床、これも全国的には極めて多い状況にもあります。ところがもう既に、国のほうは介護の療養病床は本年度末をもって廃止ということをもう決定されておりますし、一方では、医療の療養病床が、これも医療必要度の比較的低い方が多いような病床については削減するということも決まっております。

こういった中での県の構想であります。方向づけとしましては、こういったものを縮小廃止していきながら、一方では中央医療圏で足りないものがあります。これは、在宅復帰を目指すリハビリを中心とした回復期の病床でございます。これは病床名でいいましたら、地域包括ケア病床とか回復期リハビリ病床とかいうものですが、こういったものを増床させていくような内容になっております。さらに、介護の施設、通所する機能の在宅復帰力を高めていく、向上さ

せていく、それと、在宅からの通所のデイケアとかいった施設、こういったものには生活力の向上を一層図っていくようなことをしていく、こんなのが介護報酬、診療報酬の改定と県が示された構想の中にうたわれておる内容でございます。

このまま、今の状態のままで、こういった改定とか制度改定がある中で、今の高北病院の姿のままで患者の皆さんに、また利用者の皆さんに弊害も生じてきますので、これを一部中身を充実させていくように現在進めておるものありますし、やったものもありますし、考えておるものもございます。

まず、病床機能でございますが、現在の高北病院の合計病床数は98床でございます。内訳は一般病床が40床、地域包括ケア病床が10床、医療の療養病床が48床でございます。これは来年度に向けて一部病床を転換して、先ほど私が言いましたような制度改定に沿った内容にしていく、そして充実した病床運営ができるようにしていきたい。病床転換を一部していきたいというふうに考えてございます。

それと、介護施設では、通所機能のほうでは老人保健施設 希望というものがございますが、ここはリハビリを一層強化しまして、特に作業療法士でございますが、強化しまして在宅復帰型の老健施設を展開し進めていきたいというふうに思っております。

それから高北病院の前にあります通所リハビリテーションさくら荘でございますが、これも生活力の向上、いわゆる動作能力の回復のみならず、生活リハビリというものを充実させていく機能のために、去る6月1日付で作業療法士を1名増員しております。その中で、リハビリを強化した通所リハとして生活力向上に努めておるところでございます。

こういったことを全て実施して、来年度を迎え実施していきたいというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございました。先ほど、渡辺事務局長のほうからお話がありましたように、地域医療構想による病床の削減、これは、今現在、県のほうでも検討がされ、既に病院のほうでも転換、削減、そのまま削減になるかどうかかわからないんですが、そのあたりの検討がされているというふうなお話でございました。

地域医療構想は超高齢社会への対応というふうなことで、人口が膨らみ続ける経済成長期には、若い世代の大きなけがや病気を手術

し根治させる仕組みが医療の中心でした。しかし、これからの時代は、慢性期や病気を抱えながら暮らす高齢者が増えてまいります。地域で治し支える医療への転換が求められています。

同構想をめぐっては、2015年に国が示した病床推計が社会保障費削減のための目標と受けとめられ、各地で反発を呼びました。厚労省は、これらの反発を和らげるため、さまざまな仕掛けも用意をいたしました。資金面では、急性期からリハビリ対応の回復期に転換する場合に、費用を補助する募金を都道府県に創設する。また、来年4月には先ほども申しました、渡辺事務局長のほうから申されました医療機関の収入源で、生命線とも言える診療報酬の改定があり、厚労省の審議会では、ことし1月下旬、担当課長が改定の方向性に関し、地域医療構想に寄り添うと発言をしています。

病院団体幹部の話では、報酬改定で大きく誘導するのだろう。どのタイミングでどう動くのか、病院は皆、様子見をしている。との意見もあります。ただ、厚労省は議論を急がせたい考えであり、個々の病院の病床削減や機能転換について、具体策を来年3月までに決めるよう都道府県に求めているとのことでした。

都道府県知事の命令や勧告権限というむちも新たにつくられました。例えば、稼働していない病床がある場合、知事は公的病院には削減を命令、民間病院にも削減を要請でき、従わない病院には、名前を公表するなどのペナルティーを科すことができるそうです。自分の住む地域の病院の縮小は確かに不安です。しかし、人口減少と高齢化はこの先さらに進むものですから、それに合わせた医療の形を見直すことは避けられないと私も思います。高齢期を病院ではなく、住み慣れた場所で過ごしたいと思う人は多く、そうした患者の希望をかなえる在宅医療の普及が急がれます。

先ほど御説明いただきましたさまざまな取り組みも含め、在宅医療に関して、どのような方向性を持たれているのか、お答えをいただきたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。病床削減とか、今先ほど私話した中で、医療の必要度の高い方は当然、病院のほうで治療をしていく必要があります。これは当然のことではありますが、ただ、現状から言いまして比較的生活自立度が高く、一方では医療の必要度が低い方、こういった方が入院しておる傾向にございます。そこへメスを入れたいと

というのが、国、県の考え方であるというふうに認識しております。現状でも、そういったところは診療報酬の中で、もう既にやられておりますが、削減していきながら、出すことを、退院させることを誘導させるような手立てが講じてこようかと思えます。

そこで、退院できる場合、退院する場合にはやはり生活自立度を高めてあげにゃいきませんし、各それぞれの在宅で、在宅といいましても、特別養護老人ホームも在宅に入りますし、全てが、お家へ帰ることだけが在宅じゃないわけですが、それぞれ在宅復帰したところで、生活力を増した生活ができる。日常生活、今我々がしておる生活に近いような状態を維持できる快復力、復帰させるような訓練を十二分にした中で、在宅を復帰させていくような仕組みをつくらないかと。

そういうふうにしていきながら、在宅へ復帰した場合に、通院できる、通所できる、また一方では、病院側から訪問していく、現在も訪問診療、訪問看護、訪問リハというのをやっておりますし、本年度からまた増員し、充実もしておりますが、この改定の中で、来年度以降これを実施していく中で、徐々にそういった役割を増していくような形、それと、復帰ができる方を、復帰力、生活力を身につけた方を在宅へ復帰させる、そういったものも並行してやっていかにゃいかんと思えます。

ちょっと、頭だけ熱う語って、しゃべりゆうことが余り上手くよう言いませんで、十分なる回答にはなっていないところをおわびします。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

熱いお話でございますが、おっしゃっていることは、高齢に伴う長期的な医療が必要では余りない皆さんを、しっかり施設もしくは在宅に帰っていただければよいなりハビリのなトレーニングをしっかり進めていき、施設もしくは地域へ帰していくと。その中で、訪問看護等も充実をさせながら、地域で住みやすい環境をつくっていくと、そのようなお答えでよろしいでしょうかね。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おっしゃるとおりです。私が言いたかったことを十二分に言っていただきました。ありがとうございます。そのとおりでございます。

1 番（下川芳樹君）

次にですね、その在宅医療に関する施策以外でですね、今、公立病院、私たちの高北病院として新たな取り組み、またこういう取り組みをしていきたいというふうな思いがございましたら、回答をお願いしたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

これは院内でも情報を一部の者しか共有はしてないわけですが、現在の高北病院の常勤医師体制は内科が6名おります。それから整形外科2人、産婦人科1名、あとは非常勤としまして循環器科、心臓ですね、循環器それから脳外科関係、外科関係、それから小児科関係の非常勤の先生が来ていただいておりますが、今の状況を見まして、この仁淀川筋の状況を見ましたら、やはり泌尿器科の先生が常勤もしくは非常勤でもよろしいですが、何とか、今までに1度も過去から調べてみましても、高北病院には来てなかったようでございますが、何とか泌尿器科の先生に、高北病院に、非常勤あるいはできれば常勤で来ていただくようなことになればと思うて努力はしておりますが、なかなか大学のほうにもそういった医局のほうにも先生が少ないようでございまして、現状では困窮しておるようなところでございます。

あえて、御質問いただきましたので、自分の思いを言いました。何とか、こういったことで、えい情報があればまたお寄せいただければと思うております。どうぞよろしくお願いいたします。

1 番（下川芳樹君）

ぜひ、民間の病院では経営面から取り組みが敬遠される場合があっても、公立病院である私たちの高北病院には、町民の健康と命を守り、暮らしやすい環境を整えていただきたいと強く要望いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の定住状況についてお尋ねをいたします。

本年度より佐川町での3年間の活動を終了した地域おこし協力隊員が、佐川町への定住を意思決定する年となります。かねてより、地域おこし協力隊の皆さんが佐川町への定住をされることにより、人口減少に歯止めをかける方法の1つであるとともに、定住された地域の活性化につながる取り組みであると大いに期待しつつ、いくつかの提言も申し上げてまいりました。

今定例会での行政報告で、本年度に入り新たに10名の隊員が着任しましたが、5名が退任し、6月現在28名の隊員がそれぞれの業

務において精力的に活動しているとの報告がありました。業務の内容では、自伐型林業に 12 名、農業担い手に 6 名、観光振興に 2 名、ものづくりに 6 名、アートでの地域活性化に 2 名とのことでした。本年度中には自伐型林業の隊員 1 名が退任するが、退任後は佐川町に定住し、林業を含めた仕事をしていく予定であるとの報告もあり、定住者が生まれることに喜びを感じつつ、退任者も多く出ていることに不安を感じているところです。

そこで、初めに、本年度 10 名の隊員が着任し 5 名が退任したとのことですが、その内容について御説明をお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。本年度、3 月 31 日付を含めますけれども、本年 3 月 31 日以降現在まで 5 名が退任をしております。その退任の状況につきましては、全て自伐型林業が種別となっております。その退任後の定住の状況ですけれども、5 名のうち 2 名が町内在住、3 名が町外ということになっております。

あと申しますと、今年度中にですね、もう 1 名退任をいたしますけれども、それも自伐型林業の種別で、この方につきましては、先ほども下川議員ありましたとおりに町内在住の予定となっております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

本年度中に自伐型林業の隊員 1 名が退任し、佐川町に定住されるということですが、先の 3 月定例会の町長からの行政報告では、3 年目を迎えた隊員 3 名が順次退任し、地域に定住するというふうな内容でございました。この 2 名というのは、先ほど説明をいただいたそれ以外で佐川町に定住すると言われているその 2 名というふうに受け取ってよろしいでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

そのとおりでございます。

1 番（下川芳樹君）

これまで複数回質問をさせていただいた、退任後の自伐型林業での生活ですが、経済的に自立してこそ佐川町に定住でき、地域での活動が期待できます。平成 28 年の 6 月議会で質問をさせていただきました。この質問についてはですね、自伐型だけではなかなか生活が厳しいんじゃないかというふうな質問をさせていただきました。

これは、自伐型林業を 10 年前から提唱し全国に広めてきた土佐の森救援隊の中嶋理事長の言葉として、長年の経験から、自伐型林業家は、1 人 30 ヘクタールの山林と農業などを副業とした組み合わせで安定した生活ができるというふうなことが新聞記事の中に掲載されていたことからの質問です。

この質問に対し、町の執行部からの回答は、自伐型林業を進めてきた中で、専業としてできる目安として、1 チーム 3 人から 5 人で 100 ヘクタールの山を管理していき、1 人当たり 30 ヘクタールあれば専業できるとしておったと。

しかし、昨年度中に自伐型林業による収入を試算したところ、間伐等の補助金があれば、30 ヘクタールで生計は立つと思われる。しかし、補助金のほとんどは 60 年生までの植林が対象となっており、今から 10 年から 20 年後に補助金の対象から外れた山林で林業を専業として続けていくためには、1 人当たり 50 ヘクタールが必要だと考えている。この場合も、間伐材を搬出する作業路が整備できていることが前提となり、山林の路網整備が専業するための 1 つのポイントとなる。

さらに、50 ヘクタールの面積を 10 年サイクルで山林を整備する場合、1 年で 5 ヘクタールの作業が必要となる。町内はヒノキが多いため、間伐率の 20%、作業道を 1 ヘクタールに 300 メートルつくるとした場合、1 年で作業道を 1,500 メートル開設、木材を 390 立方搬出する必要がある。高知県の年間降水量を考慮すると、年間で 250 日程度の作業が可能であり、作業道を 1 日平均 16 メートル、木材の搬出を 1 日平均 2.5 立方できる技術が必要である。この数字が自伐型林業で専業を目指す地域おこし協力隊の目標というふうな回答をいただいております。

今回ですね、自伐型林業にかかわる隊員の皆さんの退任が多いということと、3 年目を迎えられた自伐型林業にかかわってこられた隊員の方で、町内でその林業を継続される方が 1 名というふうなことでございますが、これは経済的にですね、なかなか自伐型林業が成り立たないというふうなことからきているのか、それとも、新たな佐川町内での職種なり、生き方というものを検討された上で、そちらのほうに考え方を換えられたのか、その辺、お答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。私のほうから回答させていただきたいと思います。まず、1期生のうち3人が、今年度佐川町に定住をして林業を専業とするもの、副業とするものも含めて定住をして山の仕事をしていくということになっております。2名はもう既に退任をして、今、佐川町で仕事を始めている状況です。もう1名は10月に退任をして、その後定住をして、佐川町で林業をしていくということです。

そのほかに、退任した3名につきましては、3人とも2期生になります。1名は県内で林業にかかわるいろいろな活動をしている中で、人生の伴侶が見つかりまして、ありがたいことに梶原町に、ありがたいことになって本人にとってはおめでたいことに、梶原町に定住をする、高知県内に定住をして山にかかわる仕事をしながら、木の加工も含めてですね、取り組みをしていくということになっております。

残りの2名のうち1名は、当初、佐川町に地域おこし協力隊で来る時にも希望しておりましたが、将来、森の幼稚園をやってみたいんだと、できれば可能性があれば佐川町で森の幼稚園もやってみたい、林業にもかかわりながら森の幼稚園の仕事もしてみたい、という希望がありましたが、岐阜県のほうで森の幼稚園をやっている方との縁ができ、山にかかわる仕事をしながら岐阜県の森の幼稚園で勤務をするということになりまして、丸2年の任期を終えて退任をしました。

もう1名は、体に少し異変といいますか、少し病気もありまして、このまま続けるのかどうか迷った結果、今、自分の体調回復を含めて語学療法といいますか、少しそういうことも勉強したいということで大阪のほうに行きました。2年の任期を経て退任ということになっております。

いずれにしましても、経済的に成り行かないから退任をしたという事情ではございません。10月に退任する協力隊員も、今、一生懸命どうすれば、なりわいとして成り立つことができるかということ、加茂の個人の山でも、今、実証をしているところであります。このように工夫すれば、林業で生計が立てられるんじゃないかという目安もつけながら、今、3年目に入っているところであります。

専業でやる人、副業でやる人、いろいろではありますけども、十分生活をしていけるということで取り組みをしています。また、地域

おこし協力隊という制度は、国の特別交付税をいただいて進めている事業であります。

できれば佐川町に、全ての協力隊員が定住をして、佐川の地域活性のために尽力いただきたいというふうに思っておりますが、仮に林業で採用した隊員が町を離れて町外、県外に行かれたとしても、日本のために、日本の林業振興のために寄与していただける人材として今後活躍してもらえるのであれば、この国の制度としての地域おこし協力隊、特別交付税、税金を使わせていただいたこの協力隊制度をしっかりと取り組んできた佐川町としては、日本のためにお役に立てたんじゃないかということで、佐川町には残っていただけないですけども、残念ではあります、国のために頑張ってもらいたいということで、気持ちよく送り出しているという状況でございます。以上、少し長くなりましたが、説明になります。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。1 期生におかれましては目的を達成され、その目的を佐川町で実行される、また他の地域で実行される、また業種は変わるが定住をしていただくという流れ、また 2 期生についても、その林業関係の技術をもとにして他の地域で林業にかかわるようなお仕事をされていくというふうなお答えだったと思います。

これからですね、先ほど申しました 1 期生がことし対象となり、来年には 2 期生、再来年には 3 期生というふうに順次 3 年間の任務を終えられて、どのような身の振り方をしていくのかというふうな決断をしていく年が、こうどんどん続いていくと思います。

今後の取り組みとして、自伐型林業を含めたいくつかの業種に携わるこれらの隊員を支え、佐川町に定住していただく施策、方針、やはり他の地域で活躍をいただくというのも、先ほど町長の申し上げていただいた、その税金を使って日本のために役に立つという趣旨の流れからすれば、それも 1 つなんです、私の思いとしては、できるだけ佐川町のほうで暮らしていただきたいというふうな思いがございます。

ぜひですね、今後、より多くの地域おこし協力隊が佐川町に定住していただくため、どのような支援策、それから施策、こういうものを考えておられるのか、また町長としては、先ほど申し上げていただいたその佐川で 3 年間研修をされ、他の地域で活躍をすれば、

それもひとつ、それでいいんじゃないかというふうなお考えなのか、そのあたり、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。それでいいんじゃないかっていうふうには思っておりません、できるだけ佐川町に定住をしていただいて、佐川の山で仕事をさせていただきたいという思いには変わりありません。そのために、いろいろな気遣い、援助も含めてですね、心配りも含めて一生懸命支援をさせていただいているところであります。

具体的に、佐川町で今取り組んでいる支援につながる仕事としましては、まず大きなのが山林の集約ですね。林地の集約を、行政が主体的に進めていくというところであります。これは、国、高知県も今取り組みを進めようとしているところでありまして、それぞれの基礎自治体が主体的に林地集約をしていく、このことをやっていかないと、日本の山が守られないだろうということで、森林環境税の創設もいよいよ間近に迫っております。総務省、林野庁、財務省含めて、最後の、最後の最後の議論に差しかかっておりますが、森林環境税を創設した暁には、自治体はその税源、財源で、自治体が主体的に林地の集約をしていきなさい、という取り組みに、多分なってくると思います。

後は、集約した林地を佐川町が山主さんと管理契約を結びまして、町が20年、しっかりと長期にわたって山の管理をしていきます。その管理の具体的な施業を、佐川町で、林業の技術を身につけた協力隊を卒業した卒業生、もしくは事業体であれば事業体、そこに管理を委託をしていく、その取り組みを進めていくことで協力隊の定住への支援になっているというふうに考えております。

佐川町は、林業に関しましては後発的といいますか積極的に取り組んでいる自治体ではありませんでしたが、この3年間の取り組みにつきましては、林野庁のほうですごく評価をしていただいております。この仁淀川地区は、林業振興のモデル地区にも3月末に選ばれました。また、恐らく7月、8月になろうかと思いますが、自民党の森林環境税プロジェクトチームにおいて、佐川町の林業振興に関する取り組みを説明をしてほしいという依頼も、林野庁のほうから実はあっております。

この協力隊制度、地域おこし協力隊を活用して林業の担い手を育

成をしながら、自治体が主体的になって林業振興を図っていく、もうそれこそが今後日本全体で進めていく林業の1つのあるべき姿だということで、林野庁のほうも今、佐川町の取り組みを一生懸命後押しをしてくれている状況であります。

その中で、今、協力隊員に対しての支援は、確実に方向性を間違わずにできているのではないかなあというふうに考えておりますので、ぜひ、議会の皆様も御支援をいただければと、そのように考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

自伐型林業については、詳しい今御説明をいただき、将来的にはそのような森林税などの財源を生かした山林の整備、これによって地域の環境とか防災とか多面的な機能を起こしていこうというふうなお考え、十分にわかりました。

あと経済的な部分に関しては、これまで御説明いただいたような形で、十分その佐川の山林を集約する町が先頭に立って集約をし、それを活用していただく。またその税金の有効な活用によって、財政面でも支援ができる。そういう内容で、継続して佐川のほうで退任した後はその業務についていただけるのが望ましい。

私も、そのとおりだと思います。そのためにやはりですね、佐川町に、しっかり定住をしていただければという3年間を過ごしていただきたいな、地域の住民の皆さんとも十分にかかわっていただいて、佐川町で活躍をいただければという、そういう地域おこし協力隊、キコリンジャーであってほしいな、というふうに考えます。

それ以外ですね、今、地域おこし協力隊としてかかわっておられる、例えば農業関係、それから観光振興、ものづくり、それから、アートで地域の活性化というふうな、それ以外ですね、地域おこし協力隊の皆さんの将来については、どのようにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。農業につきましては林業と同じように任期、ひょっとしたら2年で独立をする人も出てくるかもしれませんが、2年、3年の任期を終了後、佐川町に残って佐川町の農業振興にぜひ寄与していただきたいと、そのように思っております。期待をしております。

観光振興につきましては、今、佐川町の観光に取り組んでいただきながら、いろいろな観光資源の掘り起こしをしていただいて、将

来、自分で仕事につなげられる種がないか、それを探しながら協力隊としての活動をしていただきたいと、そのように期待をしております。そのように思っております。

ものづくりにつきましては、今、さかわ発明ラボの取り組みをしております。地域の子供たちにもラボに寄っていただいて、ものづくりを楽しんでいただいているところではありますけども、佐川の学校教育の中で、このものづくり、デジタル加工のものづくりと、あと、それに合わせたプログラミングの事業を展開していきたいというふうに考えております。その中で、仕事、つくったものの販売も含めてですね、自立できていく道を、今模索をしているところがあります。ぜひ、佐川町に残って創造的なものづくり、創造的な教育につながる人材として活躍をしていただきたいと思っております。

アーティストの2名につきましては、2年間佐川町の木を含めた佐川町の資源を活用して、いろいろな活動をしていただきたい。今、四ツ白でも、てんぐのお面の製作について活動してくれておりますが、地域の皆さんと密着をしながら、アーティストとしてアートの活動で地域活性に取り組んでいただきたい。その中で3年後の自分の歩む道、なりわいとしてやっていける方法を自力で考えていただきたい。アーティストに関しては、3年間の時間をかけて自分で、どのように自分の足で立っていかってということを考えていただきたいというお話をしております。

以上が、全ての協力隊につきましての取り組みと、期待をしている内容になります。以上です。

1 番（下川芳樹君）

しっかりした目的を持って、佐川町の方針に沿った取り組みを進めていくっていうふうなところでは、自伐型林業の取り組みというものが一番大きいのかなと。それ以外の、農業関係ももちろんそうなんですが、それ以外の地域おこし協力隊の皆さん、その間、佐川町のいろいろな施策について、いろいろアドバイスをいただいたり、協力をいただいたり、その仕組みを進めていく役割を担いつつ、将来的には、それでなりわいが立てれる環境をつくっていければ、いいのかなっていうふうなところでしょうかね。

ちょっと、違いますか。

違うやったらちょっと、もう1回お願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ちょっと質問の趣旨、意図がつかめにくかったんですが、基本的に、やはりある部分自分の足でしっかりととなりわいを立てていく、自分で生きていくっていう自立の部分が全てにおいて大事だなというふうに思っておりますが、それだけだとできない部分があります。特に林業は、山を持ってない協力隊が来ますので、林地を集約をして働ける場所をつくってあげないといけない。農業についても、農地を保有しているわけではありませんで、耕作放棄地等も含めてですね、将来自立できる農地を、できれば紹介をしてあげないといけない。

いろいろ、行政としてやるべきこと、サポートしてあげることっていうのがあると思います。全てにおいて、至れり尽くせりで支援をして、佐川町に自立してもらうためにありとあらゆることをしたほうがいいのかもかもしれませんが、できることとできないことがあります。これは協力隊として日本全国大きな問題になっておりますが、何するか決めてないけども、とにかく来てくれればいいよ、来てもらって結局、定住もできなくっていなくなりますという形も結構あります。

佐川町のように、目的を持ってですね、しっかりとやることを決めて採用している自治体のほうが実は少ないんですね、全国的に言いますと。その中で、佐川町が今課題としていることを解決するために協力隊として協力をしていただいて、役場としても、彼らが、協力隊員が佐川町に定住できるように支援をしていく、サポートをしていく、この姿勢は全ての隊員に対して変わりありませんので、御理解をいただきたいと、そのように考えます。以上です。

1 番（下川芳樹君）

わかりました。全ての隊員の皆さんが佐川のほうへ定住をしていただけることが望ましい。本当にそういう姿になればいいかと、私自身も思います。

やはりですね、佐川という地域を本当に好きになっていただき、地域の皆さんも好きになっていただき、また自然や歴史や環境、そういうものも全て好きになっていただけるような、その3年間を過ごしていただきたいというふうに思います。

確かに、過度にですね、どんどんどんどん支援をしていって、子供を育てるような感覚でずーっと佐川に住んでいただくような施

策ってというのは、それは絶対不可能なことだとは思いますが、できるだけ地域とも親しみを持ってですね、交流をしながら、佐川の人が好きになる、また佐川の町が好きになるっていうふうなその3年間でありますように、そのあたりもお願いを申し上げまして、これで私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、1番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午後1時30分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

8番、中村卓司君の発言を許します。

8番（中村卓司君）

議長のお許しを得まして、8番議員中村卓司で質問をしたいと思っています。平成29年6月の議会の質問をさせていただきたいと思っています。質問に入ります前に、少し申し上げておきたいと思いますが。5月の中旬にかけてですね、議員懇談会、議会の皆さんと一緒に参加をさせていただいて、その中で、意見を町民の皆さんの御意見を聞く場がございました。

そのときに発言をさせていただいたんですけれども、議員としては、町民の皆さんの代表であるということで、この4回行われます、年間で4回行われます定例議会が、皆さんの声を直接、町執行部の皆さんにお届けする場の1つだというふうな発言をさせていただいて、去年度は、全員で100項目、100事項の質問をさせていただいたという報告をさせていただきました。

その中にも実現をできないものもありますけれども、議員の発言によりまして執行部の皆さんが努力をさせていただいてできたこともあるし、これから実現することもあるというふうな報告もさせていただきました。

その中で、町長以下、努力をされてですね、特に積み残しの事業

といったものがないような予算を組んでますよということもありますし、私の質問で町長の報告の中にありました高北病院の電子カルテということで、段々やっていくぞというふうなことも報告がございました。こういったことで、町議会の議員として町民の皆さんの声をこの場でお伝えをすると、そして具体的に執行部の皆さんがそれについて前向きに進んでいただけるというふうに思っておりますので、そういった内容の中からですね、いくつかの質問をさせていただきます。

議会と執行部は両輪とも言われますけれども、1台の車が前向いて進むにはですね、同じ方向を向いてお互いに努力をしていかないとはいえますし、皆さんも努力をしていただいております。特に今議会は、職員の皆さん、課長の皆さんが新しくなった方も大勢おられます。きのう、きょうと発言を聞いておりますと、非常に前向きにやっていただいておりますということに敬意をあらわしたいと思いますし、奮い立つという永田さんの思いも、発言もございましたけれども、厳しいことも言うかも知れませんが、それはお互いの町民のためということでですね、今後とも御努力をお願いを申し上げておきたいと思っております。

前置きはそれくらいにしまして、3つの質問をさせていただきたいと思っております。

私のほうからは、提示をさせていただいておりますとおり、1つ目は佐川高校の活性化をどういうふうに考えるのかと。それから2つ目は、柳瀬川の改修工事についてということで、これは毎年毎年聞いておりますけれども、その進捗状況。そして町内の道路改良、これにつきまして3点ほど聞かせていただきたいと思いますので、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

まず、佐川高校の活性化。活性化というか、言葉はちょっとおかしいかも知れませんが、佐川高校を元気にするためにということで、総合計画であります魅力ある佐川高校づくりの支援、いったことが5点ほど掲げられております。計画の中にございます。

資料を大分前にいただいておりますので、こういう資料が総合計画の委員の皆さんとかですね執行部の皆さん、そして私どもはいただいたわけでございますけれども、この中に、佐川高校を元気にするためにということで、5項目載っています。それを少し読み上げていきます。

1 番目がですね、教育振興基本計画に基づく取り組みをするということは見直していくというふうなことも書かれておりますし、佐川高校の定期的に意見交換をする。これは検討課題。それから中高の連携教育の推進ということで実施と。それから高校の、いのち輝け さくら咲くプロジェクトの支援の協力。それから、教育基本法計画に基づく取り組みを、ということでこれも見直しということになっておりまして、5つの項目書かれておりますけれども、いずれにしても、具体的にどうするかというふうなことがですね、今のところ出てないわけでございますけれども、まず最初にですね、教育長にですね、この5項目も踏まえながら、佐川高校を元気にするためにということで教育長のお考えがありましたらですね、最初にそれを聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします
教育長（川井正一君）

それでは私のほうから、佐川高校を元気にするというところで御質問いただきました。現在、佐川高校と具体的にどういった取り組みをしておるのかということについて申し上げたいと思います。

先ほど、その中で触れられておりましたが、佐川高校は現在、いのち輝け さくら咲くプロジェクトというのを取り組んでおります。この中身としましては、地域の魅力を知り地域の仕事を体験し、地域課題に探求する学習を通じて地域に対する関心を高め、将来、地域の発展に貢献する意欲を持つ人材を育成するための学習として取り組んでおり、町として全面的に支援、協力をしております。

具体的には、佐川高校の主な通学圏であります日高村、佐川町、越知町、仁淀川町の4町村の行政担当者が、地域学習のコーディネーター役として地域資源の紹介や、地域と生徒をつなぐ役割を担っております。

この取り組みの時系列で申し上げますと、平成27年度は、1年生を対象として、佐川町では歴史や六次産業、自伐型林業などについて、青山文庫の学芸員や黒岩元気じるしの方々、産業建設課の職員を講師として事前学習を行うとともに、町内ニラ農家や観光果樹園、上町周辺の町並み見学などの体験学習を行いました。

平成28年度は、その体験学習をした2年生が今度は職業体験を行うとともに、新たに入学してまいりました1年生は、引き続き地域学習を行っております。

本年度は、これまでの学習の成果を踏まえまして、3年生が12月

には3年間の学習成果を提言として取りまとめるとともに、2年生は引き続き職業体験、1年生は地域学習を実施することとなっておりまして、引き続き、私どもといたしましては、1年生から3年生にかけての取り組みのサイクルを支援してまいることとしております。

また、佐川高校は本年度から学校支援地域本部事業を実施することとしており、この事業を推進するため、4町村と学校組合の5つの教育委員会の教育長などで構成する佐川高等学校共同本部運営協議会が組織され、6月中旬には第1回目の協議会が開催される予定であり、今後本格的な取り組みが始まります。今後とも、こういった取り組みを通じて、佐川高校の活性化に向け、4町村が連携しながら取り組みを支援してまいりたいというふうに考えてます。

現在、こういった取り組みを通じて、佐川高校の元気あるいは活性化、そういったことについて、私ども行政として応援をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

1年生、2年生、3年生、それぞれプログラムを組みながら、元気の出る佐川高校構築のために努力をされているということの報告でございます。

それでですね、基本的に、この問題を私が質問の課題として取り上げたのは、今期の入学生が大変少なくてですね、今後の佐川高校の存続というものまではいかなくても、入学者が少ないと。少子化に伴っての傾向でございますけれども、今後の佐川高校が心配されるという点で質問を取り上げさせていただいたわけですが。

先ほどの報告のありましたそのいろいろなプログラムの中はですね、それぞれ、県下の中でもこういった地方というか、中心地以外の高校には、いろいろな問題が、人数が少なくなったりする問題があるかと思うんですが、特にそのほかの高校を僕は調べておりませんけれども、佐川高校独自でやっている取り組みなのかということと、それとですね、協議会が話をされるということでございますけれども、具体的にはそのメンバーさんと、それからそのどういう内容、こういったことで話し合いをしようという具体的に思いがあればですね、聞かせていただきたいと思います。この2点ほど、お願い申し上げます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず1点目の、今回の佐川高校の取り組みでございしますが、これは佐川高校独自の取り組みであるというふうに理解しております。

県の教育委員会のほうで、学校長裁量予算的な一定の枠に予算を持っております。それに対して、各県下の高等学校から、うちの学校ではこういうことをやりたい、というのは一種の、各校長先生がプレゼンをしまして、それを受けて県の高等学校課のほうで審査されて、佐川高校のこの取り組みについては、そしたら県としても財政的な支援をするというようなことで、今回この取り組みはなされているというふうに理解しております。

それで、各高校によって、さまざまな取り組みがなされておると。佐川高校は、こういった地域学習を通じて、地域の人材を育てていくという視点で取り組んでおるというふうに理解しております。

それから、学校支援地域本部事業をやるための、今回、新たな組織をつくるようにしておるんですが、メンバーとして先ほど言いましたように、主に、5つの教育委員会の教育長、それからあとは高知大学の先生、それから地元から、民間の方だと思んですが、そういった学校支援地域本部事業を進めていくためのコーディネーター役の方をお願いするようでございます。

それとあと学校の先生方で組織する協議会のようなのですが、要は佐川高校が今後とも地域の学校として発展していけるためには、地域、さまざまな皆さんの支援が必要だと。ですので、こういった支援がいただけるのか、またこういった支援をしていけば佐川高校が元気になるのか、そういった視点で学校をまさに支援する、そういった取り組みを進めていこうというもので、まだ第1回目の会が開かれておりませんので、具体的に学校のほうから御説明はいただいておりますので詳細はわかりませんが基本的な視点としては、地域とともに歩む学校づくり、それをしていくために、地域の皆さんのお力もお借りしたいと、そういった取り組みになるんじゃないかと思っております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

総合計画の中で、佐川高校を元気にするというプログラムの中から、一步一步進み始めたというところでしょうけれども、1つ、基本的な問題として、先ほど言いました入学者の人数が少なくなるという原因は、どこにあるかということが基本的な原因で、魅力ある

佐川高校をつくる中から入学する者が多くなるということで、そして魅力あるということは、どこなのかということ、この協議会で話し合いをされると思うんですが、今、教育長が考えている、協議会の前ですけれども、教育長がですね、最近の子供たちのニーズのこともあろうかと思うんですけども、佐川高校が元気になるためには、こういった方法があるのではなかろうかというようなことが、思いが、思いで構いませんけれども、今、佐川高校に足りないもの、これから要るもの、子供たちのニーズ、いろいろなことを合わせてですね、入学者を多くするための方法、考え方、基本的なことがありましたら、まずそれを聞かせていただいて次の質問に移りたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、昨年度の佐川町内の卒業生が 90 名近くおりました。そのうち、地元の佐川高校へ進学した生徒は 16 名でした。佐川町内の中学生の主な進学を見てみますと、やはり高知市内の進学校と言われます追手前高校、あるいは小津高校、西高校、こういったところで 25 名ぐらい進学してますし、また、あとは工業系の高校、いわゆる高知工業と須崎工業合わせて 15 名、あるいは伊野商業と高知商業合わせて 10 名というふうに、大学進学と、やはり職業、高校を卒業した後の就職、こういったものを、やはり念頭に置いた進学状況になっているのではないかというふうに、この進学状況を見る限り感じます。

やはり今、佐川高校を魅力あるものにしていく、生徒が佐川高校へ行くためには、やはり出口、それをしっかり考えていく、充実させる必要があるんじゃないかと。1 つには大学進学、そういった面、そしてもう 1 つはやはり就職、この 2 つの実績をしっかり積み上げていく、そういったことで、あ、佐川高校へ行っても自分の将来、行きたい道へ進めるんだねというふうなことになる必要があるのではないかと、基本的にはそんな感じで思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

となるとですね、学力の向上が 1 つと。それから仕事に対する就職率といいますか、その問題とかいうふうな形で、2 つに分かれようかと思いますが、いかんせん、その現在の、私の見た感覚でございますけれども、両方ともですね、中途半端ではないかというふうな感じもするのが現在だと思います。

そこで、両方に力を入れるというのもなかなか難しい話だと思うんですが、これからの課題として両方力を入れるというふうになれば一番いいわけですけども、特色ある学校ということになればですね、それなりの努力をですね、それぞれの分野でしていかならんと思います。

この間、佐川高校の校長さんを経験された方にお話を聞きました。学力向上というのも大変必要であるし、それなりのフォローができるような環境状態もつukらないかんし、それとあと就職についてもですね、例えば地元の企業、就職口のアクセス、みたいなこともですね、必要であろうというようなアドバイスを受けましたよという話もお聞きをしました。

具体的にいきますと、佐川の役場に入りたいという子が、佐川高校の卒業生で、入れば一番いい形になるよねって言いましたけれども、なかなか学力的に百何十人受けて、3人、5人の採用の中では、第1次試験に通らないというような結果もあるよねというふうな話も聞いたことがあります。その点についてもですね、単純に学力を上げるだけの努力ももちろん進めないけませんけれども、例えば公務員学校の先生に来てもらった課外授業とかですね、そういったことも含めながら、地元の企業なり会社なりに就職をしていただくような方法も、地元特有の、何て言いますか、固有の努力をする必要もありゃあせんろうかねっていうお話も聞きました。

それからですね、町外に、市内に普通高校で進学をされる方で、仁淀川町、越知町、申しわけないけど奥という言い方で申しわけないですけども、佐川町からの上のほうの地域の皆さんは、通うに大変やねと。それならいっそ市内で下宿をしてみたいな子供さんもおいでるようでございます。越知町、仁淀川町。そうなると、例えば、佐川高校に寮を構えて、寮母さんがいて、生活の面倒もしてくれるよねっていうことになれば、仁淀川町、越知町からいくと、親御さんも近いのでそんなことも考えたらどうかなっていうふうな話もございました。

こういったことの積み重ねを、私が単純なる頭の中で描いた構想でございますけれども、この協議会の中で、皆さんのアイデアを出してですね、学力向上そして就職ができるようにというふうな話をですね、してほしいと思いますし、前々回でしたかな、前にその議会の中で私が取り上げた中では、体育会系の関係で、野球部をつく

ったらどうかというふうな話もありました。

これも校長先生に、経験者の方に聞いてみますと、今の子供さん、大変忙しくて、人数が少ない関係で生徒会はやらないかん、ボランティアはやらないかん、それからいろいろな地域へ出向かないかん、大変忙しいそうなんです。そうすると、体育会系のクラブに入るといのがなかなか難しいのが現状らしいです。

最近、またバレーボールが復活をしてですね、バレーボール部ができたそうです。ずいぶん練習もしているようでございますけれども、それでも部員不足というような経過もあっているようでございます。

梶原高校みたいに、野球部をつくることによって、よそから生徒さんが来ると。入学する方が増えるというふうになっていけば一番いいわけで、例えば、これも申し上げましたけれども、斗賀野出身の山田高校の永田先生が陸上で頑張っておられます。その方をヘッドハンティングでですね、佐川高校に来ていただいて、女子陸上部とか。それから女子サッカーというのがですね、最近ないですよ。県下にどこもない。室戸高校が女子の野球部こしらえて結構活躍して強くなってます。そういった形ですね、特色ある体育会系というふうな方向もですね、考えていったらどうかというふうに思っています。

少し視点は違いますが、子供たちが地元に残っていただけるには、高校3年生だけの努力では、なかなかできんところがあると思うんです。というのは、私ごとで申しわけないんですけども、今、JAで、キッズスクールというのをやってまして、農業体験の子供版です。それが12年か3年ば、ずっと続いています。当時の小学生はもう20何歳になってます。26～27歳になってますかね、一番上の子は。それを努力をしている中で、卒業生が500人ぐらい出ます。その中から、キッズスクールに、佐川高校からボランティアの募集をしました。そのキッズスクールに、子供たちの面倒をですね、佐川高校生がボランティアで来てくれるというのを最近始めてます。そのボランティアの子はなんとキッズスクールのOB生です。そのOBの中で、ボランティアをやりたいので佐川高校に入ったという子供さんがおいでました。キッズスクールのボランティアをやりたいために佐川高校に入ったという子供さんがおりました。そして、高校を卒業した人がJAに就職しました。キッズスクールの卒

業生です。長い目で見て、十数年間かけてやってきたことがやっと実になり、花を咲かせ実になっていくのはこういうことだと思うんです。

となるとですね、佐川高校の今の現状に対してのフォローも十分大事ですけれども、小中学生に対しての、何らかのアピールを育てながら佐川高校にとつながるような活動も、ありではないかというふうに思っていますが、教育長、私の1人考えではいきませんが、ええねというのか、悪いのかわかりませんが、その点で教育長の意見があったら聞かせていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。学校を元気にする、あるいは活性化するという方策は1つではないと思っております。多様な取り組みがあると思っております。先ほど中村議員さんがおっしゃったように、室戸高校はそういったこと、また梶原高校もそういったこと、いろいろ各校でやっておいでになります。

こういったこと、県立高校でございますので、私どもがこうせよということは申し上げることはできませんが、地域の声として、とにかく元気になってもらいたい、そのためには何をしたらいいのか、それは学校に主体的に考えてもらおうと同時に、私どもがそれを応援していく、そういう立場であろうかと思っております。

先ほど、新たな学校支援地域本部事業ができる、運営協議会のお話もしましたが、それとは別に、佐川高校の学校評議会というのがございます。これ私もそのメンバーに入っておるんですが、そこがまさに佐川高校の学校教育全般に関することであったり、学校運営のことなんかについて、いろんな人の意見をいただいて校長先生が今後の学校運営を考えていくという、そういう場がございます。

昨年、私も1回だけしかよう会へ出ませんでしたけれども、そういった場を通じて地域の声を、佐川高校にお伝えは、まずしたいなあということは思っております。

また、部活による活性化も1つの方策ではありますし、また先ほど言いましたように、特色ある学校づくりで、今高知県はとにかく国公立大学への進学に力を入れようということでやっておりますが、そういった面で、佐川高校も国公立大学への進学実績を伸ばすことで地域の子供たちが、わざわざ高知市内の進学校に行かなくても佐川高校で十分だよという、そういった実績を示すことも大きな取り

組みの1つではないかと思っております。

いろんな取り組みは、寮の話もございました。かつては寮があったんですが、老朽化して、もう既に取り壊しておるような状況でございます。実は、私、佐川町の教育長にお世話になる前に県教委におりまして、そのとき、私のいた課がちょうど県立学校の施設整備を主管しておる課でございました。

そのときに、その寮を新たに、もう老朽化しているので建てかえてほしいというような要望をいただいたこともございました。また、その当時にちょうど、今お話にも出ました山田高校が女子の陸上部、長距離が大変有名でして、先生が個人的な御自宅で生徒を面倒を見てというようなこともあって、陸上部向けの合宿所といいますか、寮をつくってほしいというような要望を受けて、現実にはそういった整備をしたこともございます。

やはり、そういったことで、残念ながら佐川高校の寮というのは取り壊しの方向になったんですが、やっぱり地域の熱心な声、そういったものがあれば、県教委を動かしていろんな施策につなげていく、そういったことにもつながると思いますので、やはり大事なことは、地域が大きな声としていろんな取り組みを発信していく、そういったことも重要ではないかと思っております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

そこですすね、地域の声ということが教育長から声が出ました。まさにそのとおりだと思います。行政のほうから、一方的に寮をつくるから入りなさいではですね、とてもうまくいくものもいかないというのが現実だと思います。

そこでと申し上げましたけれども 2022 年、今から 5 年後です。佐川高校が 100 周年記念を迎えます。そこで、今、佐川高校の O B、それぞれの学校関係者の方、佐川高校にかかわる方がですね、来月かな、その 100 周年記念のですね、準備会の準備会みたいな形で集まる段取りをしているようでございます。

さてと私申し上げましたんですが、佐川高校を、頑張る地域の声としてですね、こういう 100 年の 100 周年をするための準備会のメンバーさんに、そのまま 100 年で終わるのではなくて、次へ続くような組織化をしていただけるような運動をですね、行政のほうからも働きかけたらどうかというふうに思うわけです。

これは、佐川高校のサポーターという形ですね、ずーっと残っていったって、そのことが佐川高校の活性化につながる組織として、一般の皆さんの組織として残っていけばですね、かなり力になっていけるというふうに思っていますが、そういった組織への協力、働き方、教育長のほうにも 100 周年記念、もう耳に入っていると思うんですが、その組織へのサポートをですね、お願いをこの場でしたいと思いますが、御意見ありましたら聞かせていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。100 周年を迎えるということは承知しておりますが、具体的にそういった、多分実行委員会をつくられるということになろうかと思うんですが、その話はまだようお聞きしております。

ただ、やはり町内にある歴史ある佐川高校でございますので、100 周年を盛り上げるために私ども行政としてお手伝いできることがあれば、当然、していく必要があると思っておりますし、また、具体的にお話も聞かせていただきながら、支援できるものがあれば考えていきたいと思っております。

8 番（中村卓司君）

ぜひ、よろしくお願いいたします。きょうは佐川高校の活性化取り上げさせていただいたのは、そういった組織ありますよ、みたいなことの報告とですね、今後そういった組織の応援をよろしくお願いいたしますというお願いの場でございましたので、ぜひですね、今後とも行政のできることをですね、十二分にやっていただけるようお願いを申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

次にですね、柳瀬川の改修工事につきまして質問をいたします。

この間の議員懇談会の中で、黒岩地区で、ある方の発言でありましたんで取り上げさせていただいたんですが。榎並谷町長さんの時代、永田議長を含めて大変努力をされた、その前にも片岡の晶議員さん、地元の議員さんでございまして、今、OBの議員さんですけども、ずーっと努力をされて、やっとな順調に進んできたかなと。特に地元の大谷会長を初め、団塊の世代ですけども、地域では若者でございまして、努力をされてですね、前向きに進んでます。渡辺課長も当時大変な御努力をされながら、地域と懇談会をして進めていったって、順調に進んでるというふうな感じを思っておりました。

ところが、懇談会の中では、ちょっと足が鈍化をしてるよと。議会でも何とかしてくれんかという話もありました。

もちろん議会としての努力は皆さんと話もする中ですが、今の段階での柳瀬川改修についてですね、現状について聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

中村議員の質問にお答えをいたします。今の、現状というところで、この工事につきましては、県の土木事務所のほうが実施をしているんですけども、今の工事の状況とか調査の状況とか、そういうことでよろしいでしょうか。

それではですね、少しさかのぼった経過から説明をさせていただきますと、一度その用地の問題がありまして一時停滞していた時期があるとお聞きしておりますけども、先ほど、議員おっしゃられました大谷会長を中心とします越知町、佐川町の住民で構成されてます仁淀川中流域水害対策住民会議、そちらのほうで地権者への同意書とか、そちらのほうを取りまとめていただきまして、平成 26 年からまた動き出しているとお聞きしております。

26 年度には全体 6 キロメートルの工区につきましては概略の設計、それから翌 27 年度には、氾濫解析、環境調査が行われております。昨年 28 年度には、1 工区、これ工区がですね、仁淀川の本線、合流部から、下から 1 工区、2 工区、3 工区と全部で 7 工区あるんですけども、その一番下の 1 工区 900 メートル区間までの左岸側の用地調査、登記簿等の調査が行われております。

土木のほうにお聞きしますと、今年度につきましては、同じ 1 工区につきまして、残る右岸側の用地調査、それから左右兩岸のボーリングによります地質の調査、それから 1 工区の詳細の測量設計、それからその 1 工区の中にあります黒岩橋、その予備設計等が行われるというふうにお聞きをしております。

今の現状としましては、今年度の事業としてはそういうところでございます。さらに、来年度以降でお聞きしておりますところは、平成 30 年度に 1 工区の用地測量を行います。で、平成 31 年度から用地買収に順次入っていくというふうにお聞きをしております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

だんだん遅れていってるような、1 年ごとに遅れていってるよう

な承知をしてるんですけれども。また、課長の報告でいきますと、下流域からの工事っていうことになるかと思うんですが、そうすると、越知の工事から始まるということで、越知、町村が違うんで、なかなかその情報が入ってないかもわかりませんが、越知の情報、地域の皆さんの協力体制とかいうふうな情報があればですね、ちょっと聞かせていただきたいと思うんですが。買収がうまくいかないとかいうふうなことで、ごちゃごちゃしてるのかしてないのか、順調にいったるのかということだけでも構いませんけれども、わかっている範囲で構いません。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。おっしゃられるとおり下流域から着手をしておりますので、越知町の分からの現地の調査、測量、工事の着手になっていきます。まずは、一番下流域のところについての測量調査、それからそれが終われば用地買収、入っていくような形になります。

仁淀川中流域水害対策住民会議、そちらのほうが中心になりまして、何とかこの事業のほうを前に動かしていこうというところで、この会には県の土木事務所も、それから佐川町、越知町の職員も参加をして、いろいろお話をさせていただいております。

今、その越知町のほうに測量調査の入っている段階でして、まだその具体にですね、こういう問題があるとか、ややそのお聞きするところによりますと、仁淀川本線との合流部につきまして、そちらのほうの影響がまだはっきりと示されていないという意見も出されているようでありまして、そちらのほうにつきましてまた住民会議、それから町、土木と一緒にありまして解決をしていくように話し合いを進めているところでございます。以上です。

8 番（中村卓司君）

課長も大変努力をされていて、大変でございますが、市町村をまたぐとなると、町長同士のお話もあろうかと思えますし、話に聞きますと、地元の県議と県のほうに陳情に行かれたというふうな町長の話も聞いておりますけれども、町長間同士のお話というのはその辺はなされているか、またその県への陳情の報告というか、御意見、町長の意見があれば聞かせていただきたいと思えますけれども。お願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。昨年度だったと思

いますが、越知町長、小田町長と大野辰哉議員と知事のところに要望に行ってまいりました。協議会の中で、予算１億だと１００億の総工事費に対して１００年かかるかもしれませんというような話があったということで私も聞きましたので、それじゃかかりすぎるということを踏まえて、知事には、できるだけ早く実現をしていただきたいと、内部で検討をしてほしいという要望をさせていただきました。その後、小田町長のほうから、例えば、越知で何かこういうことがあって、こういう問題があって、ていうような話は一切私のところには、現時点では入っておりません。今、そんな状況です。以上です。

８番（中村卓司君）

首長が顔を出すということが、非常に前向きに進める加速度がつくと思います。課長、努力されておりますけども、それ以上にやっぱり町長が行ってお話をするということがあると思いますし、両課長と町長とも話の中から一緒になってですね、前向きに早く進めてほしいと思いますし、この場で言うのも何ですけども、議長も少し協力をしてあげてですね、議長も顔を出すというふうなことをお願いをしておきたいと思いますが。

議会と職員、そして執行部、町長も含めてですね、町をまたいでおりますので、できるだけ鈍化しないように、国の予算等もあろうかと思いますが、財政を奪い取ってくるくらいですね、努力をしていただきたいと思いますので、この場はですね、それぐらいに話をしておいて、お願いという形でこの質問は終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

最後の３番目の質問で、町内の道路の改良といいますか、未完成道路といいますか、まだできてない分も含めてですね、質問したいわけですが。その前にですね、町長に少しお聞きしたいと思いますが、町内の道路整備、佐川町の道路整備、まだまだやらなければならないという部分があるかと思いますが、十分とは思っていないと思うんですが、佐川町の道路事情につきましての町長の意見がありましたらですね、こんな道狭いとか、ここに新しい道とか、いうその道路関係でですね、まだまだ改善する必要があると思いますけれども、町長の意見として、どう思うかを聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。やはり、佐川町のような中山間地域は、道路事情が、整備が遅れているなあという認識はあります。東京にもいましたし、都市部にもいましたので、そこと比べると、どうしてこういう道路なのかなあという思いはあります。

ただ、やはり予算が伴ってきます。全てに隅々まで行き渡るようにというのはなかなか大変難しいところがあります。現状の、今ある道路を維持管理をして、整備をして長寿命化させるというだけでもかなりの予算がかかります。全てにおいてバランスを見ることが大切だと思っておりますので、道路に関しては、利便性の工事もあります。地域の皆さんの声もしっかり聞かないといけないというふうに思っておりますが、予算の中で、どのような整備をしていくかというのを慎重に考えないといけないなあというふうに思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

もちろん、少しのお金ではですね、小っちゃい工事につきましてはそんなに負担はかからないと思いますけれども、大きい道になりますと、数億単位、数十億単位のお金が要るんで、そこでですね、課長、道路の経済的な負担、具体的にここはこんなですよ、という事例がわかればですが、一般的なことで構いませんけれども、道路をつくるにはこういった補助金関係とかですね、町の持ち出しというのはこれぐらいになっているという事例があるとかいう例がありましたらですね、聞かせていただきたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。今、佐川町のほうで改良工事とか舗装補修工事とか修繕工事とか行っています。補助のほうで行っています工事について説明をさせていただきますと、今、その社会資本整備総合交付金という交付金をいただいて整備をしています。これにつきましては、補助率が 60.5%になっております。

この補助率がですね、今年度から、その各市町村、自治体の財政力指数によって、昨年度までは一律だったんですけども、今年度からそういうことで見直しがされまして、佐川町につきましては 60.5%ということになっております。以上です。

8 番（中村卓司君）

場所によってですね、例えば辺地債を使えるところが一部ありま

すんで、そういうところになりますと 60%以上の、70%、80%の補助金いただいて、地元負担が 30%、40%、20%ら、60%言われましたんで、20%から 40%負担をしなければならないということになります。

過去のこの例でいくとですね、いろいろな国の事業とかいう引っぱりで、100%の補助率でやったところもあるように聞いております。そこでですね、私の心配する道をですね、少し例を挙げてみたいと思います。課長にはこの佐川の地図で、私がここはどうかなという道を資料としてお渡しをしております。

全部で 6 カ所ございまして、課長には失礼ですけども、佐川町在住ではありませんので、口で言うとなかなかわかりにくいかもしれませんが、ほかの皆さんは多分わかると思いますので、ちょっと口で説明をしておきます。

まず、四ツ白から山本に抜ける北側ですね、くねくねの小っちゃい道、二ツ野線では大きい道ができてますけれども、上側の道がとても小さくてですね、ぐるぐるバスの運行にもですね大変危ないではないだろうかという道が 1 つ。

それから 2 つ目は、加茂からですね、今できております県道ですけども、下山へ抜ける、まだ場所的には、だんだん決定がされているようでございますけれども、下山を越えて線路の下をくぐるか、線路の上を通るのか、そして下山からどこへ抜けるのかっていうことと、494 のですね、ローソンのあたりにですね、まっすぐ抜ける計画も過去にはあったようにあるのか、今現在あるのかわかりませんが、そういったまだできてない道。

それから尾川からですね、これも尾川の県道で奥向いて行きよりまずけれども、30 メートル行って休み、30 メートル行って休み、いうて非常にこう、立ち退きの関係もありますから大変だと思いますけれども、あの道がずーっとですね、尾川の小奥まで行かなくてはならないということとあることと、それから荷稻、荷稻のですね、大きい道ができてますけれども、徳弘シカタロウさん、フユコさん、わかりませんが、フユコさんという行き止まりのお家がありますけどその下まで行ってまして、それから先ができてないということがあります。この道については藤原健祐議長も少しかかわったことがあるようにも聞いておりますけれども。いずれしても袋道ですね、あそことまってるというふうなことがあります。

加茂の道と、それからその荷稻の道とが、災害の関係で同時進行はできないよというような事情もあろうかと思いますがけれども、そのマイナス要素の話はのけといて、荷稻の道の行き止まりになっているその道。

それからですね、清和病院の裏。富士見町の橋のもとに抜ける道がですね、清和病院のもとからですね、橋のもとまでないということで、あの道が全部できればですね、大変交通の便がいいというふうなこと。

それからもう1点、これはですね、全然できてない道なのですが、岡崎からこの庁舎の山の前、ここに抜ける道が昔はですね、行商人が山を越えて抜けて行ったという小っちゃい道があるのですが、それなぜかという、佐川小学校の前を通過してぐるっと尾川へ行くと、大変遠いと。だからこの道を、佐川駅からおりて向こう向け越えたという道があるんですけども、それを道をつくればですね、ぐるっと回らずにできますし、新しくですよ、新しくできれば、トンネルを抜くとか道をつくるとかいう話ではなくて、いわゆるそれを、新しい道が、ショートカットの道ができればですね、494と佐川・・・

(録音機不調により聞き取り不能)

・・・そういったことで、佐川小学校のところで人身事故があってですね、1人亡くなったというふうな経過もあるんで、あの道を広げるというふうなことになる大変ですから、現実、できないということですから、ショートカットの道をというふうなこともあります。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時28分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

8番（中村卓司君）

どこまでしゃべったかわからんりましたが。そういったことで、

小学校の近くに人身事故で亡くなったという例が、というのは、あそこが大変狭いということで、事故があったということと、それからショートカットという道についてはですね、馬の原から越える、瑞応へ越えるトンネルができてますよね。それ、中内知事さんが置き土産ということで大きい石碑が建ってますんですが、あれを、ずっと庄田を回って、ぐるっと回って瑞応へ行くにはとても遠いということからですね、ショートカットのトンネルができたそうです。

町外ですけれども、越知のですね、鎌井田へ抜けるトンネル、大っきい道ですけれども、あれもですね、本来ならぐるっと回って、その鎌井田のところへ抜けるんですけども、大きなトンネルができてショートカットできると。

そういった交通事情の中からですね、佐川町もショートカットができるということになれば、岡崎からここに越える道なりができればですね、非常に安全で、経済的にも便利になるというふうな道路があるわけです。いくつか言いました。6点ほど言いましたけれども。

こういったことをですね進めて、町長もまだまだ道路改良、必要で進めることも意見もございましたし、ただ、経済的なことからですね、なかなか難しいというふうなことも言われました。経済的なことが難しいけれどもやらないかんというふうな意見ということですからお答えをいただいたんですが。

そこで、実はですね、この総合計画の中を全部見ました。道路計画というのは1つも入ってません。全然入ってません。道路計画は問題ないのかっていうわけではなくて、町長が言われたとおり、やはり問題があるかと思います。ただその検討が抜かっているとわざわざるを得んわけです。

そこでですね、提案ですけれども。いや抜かっちゃせんと言われたら困るんですけれども。ないんで、抜かっているということの指摘をさせていただくということで、3年の、5年の見直しという次期がございます。そういったことで、この道をですね、いろいろな佐川の道路事情について、再度と言うたらおかしいですけども、見直しを検討することが必要ではなかろうかというふうに私は思っていますけれども、その点について、お答えがいただける方についてお答えがいただきたいと思います。どうでしょう。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほど、私の答弁で、もう少し整備したほうがいいなあという道路もあるけども、予算のことが問題だと。維持、管理をしていくのにもたくさんお金がかかるとできない。改良せないかんという言い方はしておりませんので、改めて答弁をしたいと思いますが。

まずは今、長寿命化の計画を立てております。橋梁、トンネル、含めてですね、道路の長寿命化の計画を立てております。かなり予算もかかるその対応になっております。国としましては、道路を改良する改良の事業に関しましては予算をかなり削られてきております。そういうこともありますので、より慎重に検討していかなければいけないというふうに思っております。

先ほど、中村議員から話のあった道路につきまして、県道もございます。県道のほうが多かったと思いますが、町道もあります。ただ、事情があって取りやめて、今、行き止まりになっているところ、これはなかなか、再度、というのは難しい道路だということも私は、国のほうからも聞いております。

ですから、全て同じように考えることはできませんので、国、県とも相談をしながら、住民の皆さんから上がってきた声の中で、より全体のバランスを見た中で必要な道路整備は何なのか、長寿命化なのか、改良でも優先すべきものがあるのかどうなのか、そのあたりをしっかりと、その都度その都度ですね、協議をしていきたいと、そのように考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

町長のお考えで、改良しなければならないということではなくても、検討はしなければならないという、いろんな事情もあると。お金の問題もありながら、地域の問題もありながらということでございます。

ただ、総合計画の中で、具体的に踏み込まれてないのは現実だと思うんで、私のほうとしては、見直しの時期の3年のときにですね、手前にですね、この問題、道路の問題はいかなもんかという話をできるような場はですね、ぜひ設けてほしいと思いますし、町長のよく言われる、どうやったらできるろうね、という話の中からいきますと、町内の予算でいかなければ、国、県なりにお金をいただくような方策、それから特例債、いろんな問題もありながら、問題というかいろいろな方法もあって、お金の都合がつける方法も

ですね、いろいろな手段、人的な、人脈も使いながらですね、あろうかと思えますんで、必要な道ならばですね、ぜひ、このままに放っておかないような方法が、私は必要であろうというふうに思っています。

この場ではですね、ぜひですね、3年後のときにはですね、そういった事情も考えるということについて、考えてほしいというふうに私のほうから町長にこの場でお願いでございますけれども、その検討にする値ではないというならば、それはもちろんいきませんけれども、検討の道路事情についての検討が必要であろうということのお願いを、町長はどう考えるかの点を聞かせてほしいと思います、いかがでしょう。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今の総合計画の中にも道路についての事項、事業もあります。長寿命化を含めてですね、計画の中に盛り込んでおります。

今、総合計画の進捗に関しましては、年2回、審議会を開いて、報告をしてPDCAを回していくということで、昨年度も行いましたが、まだ、まだまだ報告の内容につきまして足りないところもありましたので、今年度は改善をして審議会に取り組んでいくというふうに考えておりますが、その中でも、道路についてですね、計画の見直しの必要性があるよという話があれば、当然、考えていけないと思いますし、道路に関しては、長寿命化計画、もう策定されてある計画もありますので、あわせて、その都度その都度、どうすべきかということは必要に応じて考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

8 番（中村卓司君）

長寿命化っていう視点ではなくて、新しい道が必要なところがありませんかというふうなことの内容でございますので、私のほうも一方的にですね、6カ所ぐらい申し上げましたけども、全然できてないところを新たにつくるという必要がありやせんろうかという私どもの今回での質問、意見でございますので、それをどう取り上げていただけるかは、執行部に全て一任をしますので、きょうのところはこれで質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、8 番、中村卓司君の一般質問を終わります。
ここで、55 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 38 分
再開 午後 2 時 55 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

7 番、岡村統正君の発言を許します。

7 番（岡村統正君）

議席番号 7 番の岡村統正でございます。今議会、しばらくぶりの一般質問でございますけれども、先ほどは、マイクのアクシデントがございまして、私もかなりの声量で発言をせないかんかと心配をしておりましたが、復活をいたしました。本定例会での私が最後の質問者でございまして、大トリをさせていただきますが、時間はたっぷりございます。5 時延長もございますけれども、明快な答弁をいただければ早く済むと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、3 点の質問をいたしますけれども、よろしくお願いをいたします。

新しく課長になられてまだ 2 カ月と 6 日目くらいですかね。ということで、新しい課長さんにおかれましては、答弁に大変御苦労さまでございますけれども、努力をしていただきまして、明快な答弁をお願いをしたいと思います。

まず初めにですね、病後児保育の施設についての質問でございますけれども。この病後児保育施設の要望は、複数の議員さんからこれまで質問をされておまして、病後時に面倒を見てくれる家族がいない方が、どうしても仕事などの都合で休めないところを公共で見てほしいということで、平成 27 年度に改修工事を含めてですね、おおよそ 800 万円の予算で設置されたと思います。これ、私の、自分のわかる範囲での金額でございますので、間違っておりましたら失礼といたします。

そこでですね、開所後、この利用はどうなっているかをお聞きしたいと思います。昨年からですね、ことし 3 月にかけて、インフル

エンザが流行をしましたがけれども、このインフルエンザは、熱が下がってからですね、2～3日は登園または登校はしないようになっているように思います。結局この間は、多くの父兄は仕事を休んで面倒を見ていることと思います。

そこでですね、この施設が開所してからですね、ここを利用した者は何人あったのか、それから次に、また利用したいが、との問い合わせはあったのか、まずその2点について御答弁をお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

岡村議員の御質問にお答えします。病後児保育の施設の関係ですが、平成28年の6月に開始が始まりました。約1年経過してますが、まず1つ目はですね、利用数なんですけど、利用数はありません、現在まで。この1年間でですね、問い合わせについてはですね、4～5回問い合わせがあってます。ほかにですね、申し込みということで3件の申し込みがあってますが、いずれも利用までは至っておりません。

至ってないですね内訳として1件はですね、保護者が、休みが都合がついたということで、自分で保育ができるようになったということが1件です。それからあと2件につきましては、利用に必要な医師の診療情報提供書という交付を受けて、それから判断をしてですね利用するようになるんですが、その交付はなかったということです。このなかった理由としてはですね、発病後余り時間が経過してないという中で、回復期まできてないという中でですね、交付がなかったということです。以上です。

7番（岡村統正君）

施設、開所してから利用者は、なし。結局ゼロということでございますけれども。これは、ないにこしたことはないわけでありましてけれども、やはりその問い合わせの中でですね、この受け入れ施設の許容人数、いうものは何名ですか。それをお答えください。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。定数についてはですね、3名ということになっております。

7番（岡村統正君）

3名ということでございます。実は、私もその施設、預かる部屋というものを事前に見させていただきました。そこは8畳くらいの洋間であったというふうに確認をしておりますけれども。

やはりその３名という、例えばですね、病名の違うその児童の同時の受け入れは、多分、不可能じゃないかなというふうにも思いますし、同じ病気、疾患であれば、当然、状況的、日にち的にも受け入れは可能だと思いますけれども、このですね、先ほど課長が言いましたが、要するに同じ疾患で受け入れとなった場合、その複数の家庭から同時に３名が仮に入ったとしてですよ、それは受け入れるのか、受け入れないのか、その点についてちょっとお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

感染の恐れのある疾患の場合は、お預かりできるのは原則１人となっています。ただしですね、兄弟等同じ家庭の場合は３人まで受け入れが可能ということになっています。それから病名が違う場合ですね、受け入れというのはですね、感染症ということであればですね、原則は先ほど言った１人ということになります。病後児保育ということで、別々の病気であってもですね、病気が落ち着いてから行く気になるということであればですね、３名も可能ということになります。

７番（岡村統正君）

要するに整備をされた施設というのの一般家庭の、要するに医師系住宅を開所したということで、間取り的にも大変、一部屋、あと、下に二部屋あるけど、そこが対処する職員の控え室と。それと台所がありとかいうような形でありまして、確かに複数のその児童、あるいは園児を受け入れるというふうなものではないというふうに、私も思いました。

やはり、病後児保育というたら、佐川町全体を見ての施設というふうに感じますし、本当に１人しか、その伝染病の患者であれば１人と。じゃあ、あと要請があったらどうするんだというようなことになろうかと思います。先ほど、課長が申したように、その予約というか、手前にその登録というか、そういう形をとっておったというふうに理解をしてよろしいですかね。

健康福祉課長（田村秀明君）

利用するに当たってはですね、これ、国の交付金、県の補助金ということで、補助事業があたっている関係で要綱もつくっております。利用についてはですね、まず事前登録をしていただきます。これはその子供さんの既往歴とかですね、そういったことを書いてま

すので、そういったものをまず書いていただいて、それから利用するですね、2日前に連絡をいただくようになってます。どうして2日前に連絡をいただくかというとはですね、保育するに当たって、うちのほうからですね、資格者に、2人要りますので連絡をとる期間ということで、2日要るようになってます。

それから、医師が発行します、医療機関が発行します診療情報提供書といったものもですね、つけていただいて、病後児保育できるかどうかということも3つ整ってですね、利用ができるようなことになっております。以上です。

7 番（岡村統正君）

そういうことで、かなり、要するにそこへ入って利用するということにおいてですね、その、要するにハードルがいくつかあるということであろうかと思えますけれども。

その利用について、要するに本当にここを見ていただきたいというところ、御父兄があればですね、対処をするべき施設じゃないかというふうに感じるわけでございます。基本的に、本当に3名だけ、それも一家族の児童のみということになるわけでありましてけれども。なかなか、そういうふうな形であれば、この施設そのものがなかなか利用しにくい施設じゃないか、いうふうに感じるところでもございます。

それではですね、この施設を設置した意味がだんだん薄れてなくなるんじゃないかと思えます。そういった保護者のですね方々に、当然安心をして預けられるですね、安心安全の管理環境をとっているとは当然思えますけれども、今後において、どういったふうにして周知していただくのか、当然考えなければならない改善をしていかなければならない点もあると思えますけれども、そういったことをですね、今後、町民に改めてお知らせする、周知していただく手はずというものをですね、して、利用率を上げる、これは先ほど一番最初に申し上げましたけれども、そりゃないほうがいいです。ないほうがいいですが、利用するに当たっては、もっと利用しやすい環境を整えていくのではないのか、そして安心安全の確保をしながら、やはり施設を利用するような方向で周知する、いうことも大事なことと思えますけれども、それについて今後の取り組みについて、ちょっと課長からお話を伺いたい、いうふうに思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

今までのですね、周知方法としてですね、町のほうのホームページのほうに掲載をさせていただいてます。それから広報についてもですね、させていただいてます。それから各保育所、保育園、小学校経由で、全校にですね、チラシの配布を行ってます。同じ取り組みにはなるんですが、また広報への掲載とですね、保育園、保育所、小学校にですね、チラシを再度交付してですね、また家庭のほうに周知を図ってですね、利用につながるようにですね、もっていきたいというふうに考えてます。以上です。

7 番（岡村統正君）

本当にこれは重要な施設というふうに思います。一部の御父兄に複数の御父兄が申したことをちょっとここで述べたいと思いますけれども。

預けをしたいけれども、やはり預けたときに別の病気がうつったら、それがいやだからもう預けないっていうふうな声も聞きますし、そのあたりの不安をやっぱりぬぐい去ることも必要かと思いますので、そのあたりもきっちりと今後の周知していくように努力していただきたいと思います。

課長がまだ2カ月と6日ですから、大変でございますけれども、どうかそのあたりもきっちりと手配をして今後につなげていってほしいと思います。

以上で、この質問を終わらせていただきます。

次に、自伐型林業についての質問ですけれども。この自伐型林業の作業状況に関係する質問でありますけれども、一般的にですね、建設作業の現場とかではですね、朝、大体8時の作業の段取りを、その工程表に基づきまして、作業員全員に周知させてから作業に入りますけれども、この自伐型の作業の、要するに計画書、これ1カ月の作業日程表あるいはですね、1週間の作業計画は、当然立てられておるとは思いますが、まずそのことをお聞きをいたします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。地域おこし協力隊の自伐のチームなんですけれども、活動の予定につきましては、毎週木曜日にミーティングを行っております。その中で翌週分の計画を立てて、隊員のそれぞれの出勤日、それから現場の活動の現場のこと、それから作業の内容のこと、そういうことを共有して計画を立てております。以上です。

7 番（岡村統正君）

木曜日に、週の木曜日にミーティングを行って、1週間分のその作業内容の事を確認しながら作業を進めているということでございますけれども。そこでですね、山での作業開始時間は何時から始めているのか、先ほども申しましたが、一般的に、各仕事においては、現場入りは8時、段取り後8時半ごろにはもう作業が始まっていることが大体普通のことです。私がですね、見ている限り、作業に向かう車がですね、9時15分ごろ、まだ現場に向かっている状況がたびたび見かけますし、町民の方からも、あれはどこ行きゆうがぜよ、とかいうような声も聞こえてきますし、あれはこうこうして自伐型林業の作業車で上向いて行きゆうぜよというようなことを言っております。

当然その時間帯に行くとはですね、現場に入るのは10時、作業開始は10時半になるんじゃないかというふうに予想をされる場所です。当然、10時ごろ行って、ちょっとだけ休憩してから昼食に入ると。じゃあ、午後の1時から作業を始めて、4時ごろにはもう作業を置いて、4時半にはもう帰路につくろうということであればですね、実質の作業時間というのは本当に何時間なのか、いうことは当然報告があらうと思うんですが、まずその実質作業時間というのをお聞かせ願いたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。協力隊の勤務時間となるんですけども、勤務時間は原則として8時半から17時15分となっております。自伐型林業に従事する協力隊は、一度役場のほうに出勤をした後に、それぞれの現場に出発をするようにしております。

ですから、岡村議員がおっしゃられましたように、9時15分ごろに見かけたというふうに、実際その現場に到着するのは、その現場の距離にもよるんですけども、やはり9時前後ころになっているのではないかと思います。

また議員おっしゃられますように、帰りも、役場のほうに5時過ぎごろに到着するように帰っておりますので、実際、現地で研修をする時間というのは、そうですね、6時間、7時間ぐらいになるのではないかと思います。以上です。

7番（岡村統正君）

要するに、8時半に役場に来て、17時15分に役場に帰ってくるということで、そこで全く役場の職員と同じその勤務体制というこ

とになるかと思います。やはりですね、先ほど私が申し上げましたように、一般的に、その山の仕事っていうものは、森林組合であろうが何であろうが、要するに8時には現場に入ると。当然その手前に作業工程あるいはその1カ月における作業の工程表というものは当然あるべきことだと思います。その1週間のうちの木曜日に始まろうが、要するにそこの中でですね、当然、その作業の中の責任者という者が当然おろうかと思います。その作業班の班長というのが、結局何班に分かれて、何名の班長がおるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。その協力隊もですね、その活動をする、出勤をする日も、皆それぞれ翌週の計画を立てて出てきておりますので、そのミーティングの中では決めてはいつてゐるんですけども、特に、どこの現場はこの方が班長ということは特には決めてなくてですね、協力隊同士が対等の立場で、安全性、作業内容について指摘し合えるように、明確には決めてはおりません。その日の出勤の状況、出てきた人の状況、それからその出てきた方のその経験年数とか、現場の状況によりまして、必然的に、その現場のほうで決まっていってゐるような状況でございます。以上です。

7 番（岡村統正君）

今、御答弁がございましたけれども、要するに、その班においての責任者は別に構えてないということですよ。

当然、じゃあ、その作業の一番のもとを取り仕切っているというのはやっぱり役場の職員ですか。

産業建設課長（公文博章君）

取り仕切っているというかですね、そのミーティングの中にはもちろんその職員のほうも入って、どういう内容のミーティングをしているのか、を一緒に入って話をしてます。そうですね、取り仕切っているというよりも、その協力隊の中で、自主的に決めていってゐるような状況をつくっているという状況です。以上です。

7 番（岡村統正君）

要するに、今の答弁であれば、その自伐型林業に携わる、属にいうキコリンジャーさんに全部お任せですかということでございますけれども、やはりこれは、佐川町としてそういった受け入れ体制で作業をしているわけですから、当然その山での危険な任務、仕

事も当然あるわけですから、その中でですね、誰がその責任者やらわからない、その班に、例えば尾川のほうへ6人、7人入って行った、例えばそれから荷稻のほうに6人ぐらい入って行った。じゃあ、そのこの班の一番の最初の責任は誰がとるのか、その都度、その都度決めていたんじゃないか、そりゃとてもじゃないけど、後手後手ということになるかと思います。

そこでですね、私が思うのは、やはり役場の職員に任せるのではなくてですね、その班、班の誰が、要するに作業の責任者だということをきっちり決めてですね、計画を立てて、要するに一週間の仕事であれば、現場のほうへは、こうこうして何時に集まってくださいというようなことを言えるかと思います。

そうすることによって、やっぱりその作業の効率というものは当然上がってきますし、その危険度もお互いに共有できるということなのが、当然生まれてくるわけですから、そういったことが今までできてなかったということは、何が原因と思うんでしょうかね。ちょっと課長は、そこいらで聞いてもお答えをできないというのであれば、町長のほうからちょっと答弁を願いますけど、どうですか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。私が逐一、現場のことに対して細かく指示を出してるわけではありませんが、私が聞いている範囲での答弁になりますことをお許し願いたいと思います。

まず、協力隊は3年間かけて自立をできるように訓練をしていきましよう、研修を重ねていきましようということになっておりまして、この3年間の間で効率を求めてですね、ものすごく稼ぐって言うわけではなくて、技術を習得していきましようということで、今、やっています。

3年目になってきますと、やはり、独立、自立をしていくのに合わせてですね、1日にどれぐらいの量が出せるのか、1日にどれぐらいの作業道をつけられるのかっていうことを、しっかりデータとしてとっていきましようということは、取り組みはしています。

先ほど課長からも話ありましたが、週4日勤務になっておりまして、毎日毎日同じ人でグループをつくって山に入るっていうわけにはなっておりませんので、そのグループグループの中においては、

1 期生、長くいる人がリーダーになってですね、教えているんだろ
うなあというふうに思います。

特に、安全に関しては、1 年目、2 年目、私のほうからも口酸っ
ぱく、日々安全確認をして、しっかりと事故がないようにやってほ
しいということで、安全リーダーも決めて、朝の朝礼で必ず、きよ
う注意することってということで話し合いをしてもらってました。

そういう意味で、全体の安全に対するリーダーっていうのは決め
ておりました。今、どのようなやり方でやっているかっていうのは
4 期生まで含めてですね、私、細かくは聞いておりませんが、今の
担当の係のほうで引き続き同じようにやってくれてるんじゃない
かなあというふうに思っております。

ただ、岡村議員のおっしゃいますようにですね、一週間の計画を
木曜日に立てます、そのときに、それぞれ赴く現場においてですね、
このグループのリーダーはこの人にしよう、このグループのリーダ
ーはこの人にしようって、前もって決めておくということは大変大
切なことだなあというふうに改めて思いましたので、私のほうから
も、担当のほうにですね、毎週毎週予定を決めるときに、その班の、
2 人、3 人で行くグループのリーダー、班長を決めようということ
をアドバイスをしたいと思います。本当に、御提言ありがとうございます。
以上です。

7 番（岡村統正君）

町長から、いきなり振りまして、後にも聞こうかと思ひよりまし
たけど、ありがとうございます。

そういったことで、現場でのその安全確認、要するにそのグルー
プの責任者というものは、きっちり決めておかなきゃならないとい
うふうに、もし、事故が起こった場合には、要するにそこの一番責
任者が責任をとるというような形になろうかと思ひますので、ぜひそ
ういうふうな形をとっていただきたいと思います。

午前中にですね、下川議員もちよこつと触れておりましたけれど
も、やはり最長 3 年で、この自伐型林業の協力隊は、最長 3 年で任
期を終えるということでございますから、簡単にいえば、3 年間で
きっちりその技術を習得してくださいね、ということでありま
すから、当然、時間を惜しんででもその山の技術、木を切る技術、いろ
んなものを習得しなきゃならないわけでありま

その上で、やはり佐川町に残って林業に携わっていただくような

ことになろうかと思えますけれども、そもそもこの自伐型林業というものは、地元、佐川町に協力隊として来ていただいて、そして引き続き佐川町に定住していただきたいというのが一番の最初のことでなかったかなと。それと、地域の森林を何とかそういう形で自分たちの山も含めながら守っていこうということが一番最初の目的であったろうというふうに思っております。

そういうことでですね、私も時間的なことをくどく言いますけれども、やはり3年たって、じゃあ、佐川町の林業関係のところに雇っていただきたいということになったときに、一番最初に申したように、朝の8時から現場に入ってくださいねと。で10時にはこれくらい休みですよ。12時はもうそれ当然1時まで休みですが。いうことで、その間はもう本当に、かなりなハードな仕事内容になろうと思えます。

そこで私も、その森林組合の仕事をしている方にお話を伺いますとですね、「いや一実はね、ちょっと使いたいけどね、ちょっと無理ですね」ということをね、聞かせていただきました。「それはどういうことですね」と言うたら、「とてもじゃないけど、よう使わん」というようなことでありますから、やはりそれくらいのかかなりなハードな仕事だよっていうことも、その協力隊の皆さんは理解をいただいて、作業内容も、一般的には、もう本当にそういった山っていうのは危険も伴う、傾斜のところもある、いうことで、かなりな重労働ということになります。

そういったことから、やはり腰掛け的には思っていないかもわかりませんが、かなりな覚悟が要りますよっていうこと、当然、おっしゃっていることと思えますけれども。そういったことで、この自伐型林業っていうものは、もう始まって何年かたつわけですがけれども。利潤を上げることも私も大事だと思います。今、技術を、町長のほうから技術を習得していただいてということでございますけれども、やはりその中でも、やはり利潤を上げていかなければならないというふうに考えるところであります。

またですね、今、軽自動車の箱バンが何台ありますか。6台くらいありますか。6台。実はその6台にですね、2名、2名、2名の6台っていう形で走っているのを見かけたこともございますし、4人1台乗って、あと、要するに2名だけしか乗っていないっていうような運行の仕方もしております。経費もかかるわけですから、

そのあたりもやっぱり考えながらですね、利潤を上げる努力をしていかなければならないというふうに考えます。

これからですね、佐川町も要するに集約をあちこちで山をやっていくということで、民間の、要するに山林をやっていくわけですから、当然、そういった利潤を上げていくことも避けては通れない重要な事柄であろうと思います。

そういったことから、この自伐型林業が町民から見てですね「きっちりやりゆうね」というような目で見られるように、ちゃんと職責を努めていただきたい、いうふうに考えます。

そういったことで、今現在 12 名ですかね。12 名ですかね。12 名がその自伐型林業に携わっていただいておりますけれども、1 日も早いその技術習得をしてですね、かなりなハードですが、いうことで、これからの指導のほうを、要するに指導をするのは役場の職員ではこれは無理です。私は思います。やっぱり、役場の職員さんもそりゃ確かに、中には一般的な作業の工程の中にはこういうことですよっていう達者な方がおれば、それはよろしいですが、私はそうは思いません。

そこで、やはり町長もですね、一般の会社を経営をしておられましたので、そのあたりについてですね、ひとつ町長の見解を聞かせていただきたいというふうに思います。利潤を追求するか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。利潤を追求してやっていくということはすごく大切なことであります。法人でやる場合とですね、また個人事業でやる場合と、事情は違ってくるとは思いますが、個人でやる場合でもですね、ものすごく所得を上げたいという方もおります。その場合は 1 日に山から出す木をですね、2.5 立米からさらには 3 立米や 3.5 立米というふうに効率を上げて利益を上げていくという必要もあろうかと思えます。

中には、もしかすると「いや、そんなにあくせく働かなくてもいい。1 日 1.5 立米から 2 立米ぐらい出して、生活ができればいいよ」っていう人もいるかもしれません。そこは、それぞれ個人個人の仕事に対する姿勢と、考え方ということになってきますが、法人で考えると、1 つの目標を決めて、このぐらいの量を出しましょうということになってきます。

そこは、それぞれの立場でそれぞれの考え方をしていただいたら

いいと思いますが、やはり、安全第一で、しっかりと、効率よくですね、それぞれの立場で、それぞれの人の考え方で林業に従事をしていただけるとありがたいなというふうに思っております。以上です。

7 番（岡村統正君）

そういったことで、やはり町民の側から見たときに、しっかりやりゆうねというその姿勢、それが要するに協力隊員のほうに見れるということが肝要かというふうに思います。

そのあたりもやはり改善をしていただきたいなというふうに思いますから、ぜひ、そっちの方向で協力隊員にも、実はこうだなということで、きょうのこの一般質問の中でのことを、ぜひ伝えてですね、今後に臨んでいただきたいというふうに考えます。

それではですね、これで自伐型に関する質問を終わらせていただきます。

今後はですね、この自伐型の形態をこのままでいくのか、またどういった組織がえていくのかは、また改めて聞かせていただきますようにしたいと思います。

次の質問に移ります。

公共トイレの質問でございますけれども、この質問については、以前にもしたことがあります。町長の行政報告で、昨年、上町の観光客も右肩上がりに増えてきていると報告がございました。観光客が増えることは大変喜ばしいことで、関係する多くの方々の努力によるところであろうかと思います。

けれども、問題点も見えてきております。その1つにですね、トイレの問題であります。四国銀行の横には、大型バスの駐車場が、土地所有者の御理解を得まして設置できましたが、残念なことに、トイレがないわけでありまして。隣の銀行のトイレをですね、利用させてと来る観光客があると聞いておりますが、御承知のように、銀行は特異なところで、業務にですね支障が出てはなりません。要するに、不特定多数の人が入ってくるようなそういった施設では、施設というかお店ではないわけでありまして、これは大変迷惑をかけちゃうということであるわけでありまして。

この今月ですね3日の土曜日に、ナウマングラウンドの駐車場にですね大型観光バスがとまっております。そこからですね、観光客がグループで、何名かのグループで何組かが分かれてですね、

信号を通過して上町のほうに歩いていっておりました。私の想像ではですね、このグラウンドには当然、トイレが設置をされておりました、駐車場にそこを選んだというふうに思われますけれども。それにしても、上町のあそこまで歩くって、結構距離を歩かなくちゃあならない。ちょっとお年を召した方なら、なかなかあそこまで歩くというのは大変じゃなかろうかなと。またこれから夏場の暑いときには、大変負担もかかるんじゃないかなというふうに見させていただきました。

観光客に嫌な思いをさせてはならないと思いますけれども、そこですね、役場の管理している商工会の裏にあるトイレ、これはまた先ほども申しましたが、何年か前にこれを質問したことがございます。このトイレは設置後かなりの年数がたっておりまして、ここは男子便器が2カ所、それから和式の水洗の便器が1カ所の設備であります。このトイレをですね撤去して、今、時計のある川寄りにですね、新しい、車いすも利用でき、洋式便器も設置をした男女のトイレを新設するようにできないかと思うところであります。

この役場の庁舎の休庁日、土曜日、日曜日それから祭日、この日は庁舎のトイレは全く利用できないというようなことでありまして、ここに大型バスが来ても、トイレはどこにあるじゃろうかというようなことで、また、この堤、春日川の右岸の堤には桜が、桜の時期には満開になって、そこに花見客が来る、じゃあトイレは近くにあるのかっていったら、休庁日であればもう完全にトイレはないということで、いろいろ右往左往するという情景が見られたということもございます。

そこで、仮に今利用をできたと、庁舎のですよ、トイレが。ただ、バスからおりて、結構西のほうへ歩いて行かなきゃならないというようなこともございます。ここに新しくトイレを設置しておけば、四国銀行のバスの駐車場にですね、バスが着く前に、役場の駐車場内に新設をした役場のトイレに、まず回っていただくような運行計画を組んでもらえばですね、四国銀行またその他に迷惑がかからないようにもなるし、ぜひ、そういった形はとれないかということでございます。

私たちもですね、県外にある他の地区に行ったとき、その先のきれいなトイレはですね、その町の地区の印象が大きく左右されて、きれいなトイレは、これはいいねっていうようなことにも思え

るところでもありますし、また佐川町の顔にもつながる重要な施設と思いますけれども。るる申し上げてまいりましたが、設置に向けての検討でなくて、ぜひ前向きに進めていく考えでの答弁を期待するところではありますが、御答弁をお願いをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。現在、先ほどお話もありましたように、上町周辺観光の駐車場といたしましては、観光バス専用ということで、四銀横の民有地の借り上げを初め、地場産センター駐車場を提供しております。あと、一般用といたしましてＪＲ佐川駅構内、あるいは佐川郵便局民有地や花園保育園の借り上げを初め、そういうところを提供しておるといような状況でございます。

このため、大体の観光客の方は、上町周辺のトイレのほうを利用しているというふうに考えておりました。それで、ほぼ商工会の、先ほど御質問のあったトイレのほうは、利用することは余りないのじゃないかというふうに考えております。

この新設につきましてですけれど、今後、多くの公共施設とかが、もう修繕とかのいろんな時期を迎えることになっておりまして、これらの維持更新コストの増加とかいろいろ財政面などところもあって、必要な財源の確保が重要な課題となっているような現状でございます。

そのような中、原則としまして、新たな公共建築物の整備は極力抑制するということにいたしておりまして、新たなそういうようなサービスの需要がある場合におきましては、既存施設の有効活用での対応というような方針とさせていただいております。

御質問の公衆トイレについてでありますけれど、花見時期とかイベントのときに御利用をされていると思います。衛生面とか、清潔の面とかいろいろな問題がありますので、清掃回数を増やすであるとか、あと老朽化もありますので、必要な修繕を実施して、老朽化の対応をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

７番（岡村統正君）

予算もないし、新たなことは必要ない、考えてないというような答弁であったと思いますけれども。要するにですね、その花見の時期に、あそこのトイレをよう探さなかったっていうこともあろうかと思いますが、まず第一に役場の庁舎のほうへ行って右往左

往しておったということは事実なんです。それは事実なんです。だからあそこの、じゃあ、あの男子のトイレのほうへ行ったことはありますか。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。実際、使用したことはないんですけど、あそこに行って見たことはあります。以上でございます。

7 番（岡村統正君）

大変ですね、あそこは本当に男子のほうも劣悪です。和式の便器もひびが入って割れておりまして、決してきれいなトイレではない。あそこを要するに老朽化したら手入れしてってというようなものでもないと思います。私が先ほど申しましたように、これはお金のかかることでございますけれども、佐川の顔になるという側面を持っておりますから、そのあたりも鑑みましてですね、ぜひ、その新設、補助金があれば補助金を使うような努力、そっちのほうも勉強してですね、ぜひ、そういったことを考えて取り組んでもらいたいというふうに考えます。

私も、この上町から青山文庫、そちらのほうに大型バスで来た人が、要するにそこのバスをとめる駐車場に来たときにトイレに行くのが普通なんです。私らも県外にいたときに、まずおりたらトイレでしょう。これはもう自然現象でしょうがないんですが。そういうことですから、このトイレというのは人にとったら不可欠なものなんです。

そういうのがないといってナウマングラウンドのあの遠いところに駐車して、そこからおりて歩いてくださいね、いうことになればやはり、佐川町は何だよこれは、ってというようなことにもつながるんじゃないかというふうに心配をするところであります。

上町に来れば確かに、その施設は、トイレはあります。ただ、浜口邸の裏になるんですよね。あそこへ行かなきゃ、そのトイレがない、ということでございますから、私ども、あそこにトイレができてえいねと思うたけど、今になったらあそこにはトイレ要らざったねとかいうふうに考えるところなんです。

そういったことで、やはりこのトイレというのは基本的な人間の生理現象を受け入れる大事な施設ですから、ぜひですね、この佐川町のその敷地の中の川べりにですね、小さくてもいいんですよ、きれいなトイレがあれば。そういったことで、やっぱり前向きに考え

るべきじゃないかというふうに考えるところであります。

当然、その四国銀行の横に駐車場は、大型のバスがとまれるようにはなりました。が、銀行に先ほど申したように迷惑がかかっているということは、それは一つに言い換えれば、佐川町のマイナスのイメージなんです。じゃあそしたらそこにちょっと仮設のトイレでも据えて、それ対処しようかということも考えられますけど、これ仮設は当然できません、管理ができません。そして、要するに鍵をかけて管理をしなきゃならない、来たときに、じゃあそこ鍵を開けて使用していただくか、じゃあ清掃はどうするんだとかいうようないろんなものが出てきますから、まずあそこでは無理でしょう。

ということでぜひですね、その設置の方向ということで考えていただきたいというのは、本当に私ども観光客であちこちに県外行ったときに、近くにあるということは、これくらい助かることはないというふうに思います。ぜひですね、そういったことから真剣に考えていただきたいと思いますけれども、町長、トイレをせないかんけど、どうですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。岡村議員のおっしゃるように、観光客の方々に気持ちよくトイレを利用していただくということはすごく大切だと思います。議員のおっしゃるように、真剣に考えていきたいと思います。

ただ、難しい面もあります。もう少し、初めに全体的な計画を考える中で組み立てをしてれば、考えやすい部分もあったかもしれませんが、少し、年数を重ねながらいろいろとバージョンアップもしてるところもありますので、役場と観光協会と、あとくろがねの会さん、その他観光にかかわる皆さんと一緒に佐川の観光という視点で、トイレをどうしたらいいのかということ協議をして、真剣に、真剣に考えたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

7 番（岡村統正君）

わかりました。含めてですね、総合的に判断をすることもよろしいかと思います。ぜひ、そういった形で進めていってほしいと思いますけれども、ここの、先ほど申したように、桜の花見に来た観光客に対しては、旧来どおり、あそこを利用してくださいねということであろうかと思います。じゃあ、あそこをリニューアルするのか、

あのままなのか、そこも含めてですね、ぜひ前向いて考えていただきたい、いうふうに思います。

ぜひですね、私もこのトイレに関してはですね、何年も前に質問したこともございますし、午前中に永田議員さんからもうどのように質問をすることはぜひ避けたいというふうに思いますので、ぜひこの問題に関しては、前向きに進んでいただきたいと思います。そういうことをお願いをいたしまして、私の今定例会に通達した質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、7番、岡村統正君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告をお願いします。

総務文教常任委員長（中村卓司君）

それでは、私のほうから、付託された事件について報告を申し上げますが、その前に少し、会議での内容に触れたいと思います。

この陳情書につきましては、政府が3月のニューヨークで、国連の会におきまして、日本の政府がですね、7月の7日までに核兵器禁止条約の採択を求めることに対しまして、参加をしないというふうなことを決めたことに対して、参加をしてほしいというような内容の意見書でございます。

そこで、皆さんの、委員さんの御意見をお伺いをしました。その中で、委員さんの中からは、核兵器っていうのは世界でもいろいろな問題となっております現在でございます。ただ、1つ、世界で、1つ被爆した日本国が参加をしないというのは問題がありはしないかと。ぜひ参加をして、この条約についての採択に参加してほしいというふうなことが当たり前の意見書ではないかというふうな意見が出まして、全会一致で採択をされました。

その内容については少し触れましたが、この意見につきまして報告書を朗読をしまして報告にかえたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

以上です。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号１、日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書の陳情書について、委員長の報告は採択です。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号１、日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書の陳情書について、採択することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を８日の午前９時とします。

本日は、これで散会します。

散会　　午後４時

